

第3章 ごみ処理の現状調査と評価

第1節 ごみ処理体系の概要

現在、養父市及び朝来市から排出されるごみは、朝来市に設置され本組合が運営及び維持・管理する南但ごみ処理施設において処理・保管を行い、朝来市が運営及び維持・管理する朝来市一般廃棄物管理型最終処分場において、破碎処理後の資源化不適物の最終処分を行っています。

なお、養父市及び朝来市においては、ごみの品目についてそれぞれ異なる名称を用いているため、本計画では名称を次のように統一を行い、表記しました。

表 3-1-1 ごみの品目に関する名称の統一

養父市			朝来市			統一名称		
燃えるごみ			可燃ごみ			可燃ごみ		
資源ごみ	かん類		資源ごみ	かん類		資源ごみ	かん類	
	びん類			びん類			びん類	
	ペットボトル			ペットボトル			ペットボトル	
	プラスチック製 容器包装			プラスチック製 容器包装			プラスチック製 容器包装	
	紙製容器包装			紙製容器包装			紙製容器包装	
	古紙類	新聞		*1 古紙類	新聞		古紙類	新聞
		雑誌			雑誌			雑誌
		段ボール			段ボール			段ボール
不燃ごみ			不燃ごみ*2			不燃ごみ (危険ごみ含む)		
危険ごみ			危険ごみ					
大型ごみ			大型ごみ			粗大ごみ		

*1 直接搬入及び集団回収によるものを示します。

*2 土砂・瓦等の埋め立てごみを含みます。

1. ごみの分別

養父市及び朝来市におけるごみの分別は次のとおりです。

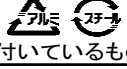
(1) 養父市

養父市のごみは“可燃ごみ”、“資源ごみ（かん類、びん類（無色透明、茶色、その他の色）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、古紙類（新聞・雑誌・段ボール））”、“不燃ごみ（危険ごみを含む）”及び“粗大ごみ”の4分類14分別で収集をしています。

なお、古紙類、かん類、ペットボトル、びん類、金属類及びその他（再資源として利用できるもの）は、集団回収への排出を推進しています。

養父市におけるごみの分別は次のとおりです。

表 3-1-2 ごみの分別（養父市）（平成 27 年 3 月）

分別区分		収集回数	排出方法	対象になるもの	
可燃ごみ		週2回 定期収集	指定袋(可燃ごみ専用)	・生ごみ ・食用油 ・木切れ ・紙おむつ ・皮革製品(くつ・カバンなど) ・布製品 ・ビニール(CD・テープ類のハードケース、ビデオテープ・カセットテープ・CDなど) ・ゴム製品(ゴム手袋)	
資源ごみ	かん類	月1回	専用コンテナ (青色カゴ)	識別マーク  の付いているもの	・飲食用の空きかん(10未満) (缶詰のかん、飲料水のかん、お菓子のかん)
	びん類		色ごと(無色透明、茶色、その他の色)の専用 コンテナ(青色カゴ)	・飲料用の空きびん	
	ペットボトル		ペットボトル用 折りたたみボックス	識別マーク  の付いているもの	・清涼飲料用 ・酒類用 ・しょうゆ ・しょうゆ加工品 ・みりん風調味料 ・食酢 ・ドレッシングタイプ調味料
	プラスチック製 容器包装	週1回	プラスチック製容器包装用 折りたたみボックス	識別マーク  の付いているもの	・レジ袋(スーパーの袋、菓子の袋など) ・トレー(白色トレイ含む) ・プラスチック製のふた類(ペットボトルのキャップ) ・ボトル ・パック(たまごのパック) ・ネット(ミカンなどが入っていたネット類) ・発泡スチロール など
	紙製容器包装		紙製容器包装用 折りたたみボックス	識別マーク  の付いているもの	・紙箱 ・包装紙(デパートの包装紙) ・紙袋 ・紙コップ ・紙パック (牛乳パック等の  「紙パックマーク」がついたもの)
	古紙類 (新聞・雑誌・段ボール)	月1回	十文字にひもで束ねる (集団回収を奨励)	・新聞類 ・雑誌類 ・ダンボール	
不燃ごみ		年6回 定期収集	専用コンテナ (青色カゴ)	・なべ、フライパン等 ・陶器類、ガラス類 ・10以上のかん類	
危険ごみ		年3回 定期収集	専用コンテナ (青色カゴ)	・蛍光管 ・電池 ・水銀製品(水銀製体温計など)	
粗大ごみ		年4回	ステーション	・自転車、机、カーペット、布団等 ・大型ごみ(スプリング入りマットレス等)	

備考)「対象になるもの」に関する記載は、「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」によります。

(2) 朝来市

朝来市のごみは“可燃ごみ”、“資源ごみ（かん類、びん類（無色透明、茶色、その他の色）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装”、“不燃ごみ（危険ごみを含む）”及び“粗大ごみ”の4分類11分別で収集をしています。

なお、古紙類、繊維類及びびん類は、集団回収への排出を推進しており、古紙類の収集は行っていません。

朝来市におけるごみの分別は次のとおりです。

表 3-1-3 ごみの分別（朝来市）（平成27年3月）

分別区分		収集回数	排出方法	対象になるもの	
可燃ごみ		週2回 定期収集	指定袋(可燃ごみ専用)	・生ごみ ・食用油 ・木切れ ・紙おむつ ・皮革製品(くつ・カバンなど) ・布製品 ・ビニール(CD・テープ類のハードケース、ビデオテープ・カセットテープ・CDなど) ・ゴム製品(ゴム手袋)	
資源ごみ	かん類	月2回	回収かご	識別マーク  の付いているもの	・缶詰のかん ・ジュースかん ・お菓子のかん ・粉ミルクのかん など(1ℓ未満)
	びん類	月1回	色ごと(無色透明、茶色、その他の色)の回収かご	飲料用の空きびん ・ジュースびん ・調味料びん ・醤油びん ・薬びん など	
	ペットボトル		ペットボトル用 折りたたみ式回収ボックス	識別マーク  の付いているもの	・清涼飲料用 ・酒類用 ・しょうゆ ・しょうゆ加工品 ・みりん風調味料 ・食酢 ・ドレッシングタイプ調味料
	プラスチック製 容器包装		プラスチック製容器包装用 折りたたみ式回収ボックス	識別マーク  の付いているもの	・袋類(スーパーの袋、菓子の袋など) ・トレイ(白色トレイ含む) ・ふた類(ペットボトルのキャップ) ・ボトル類 ・パック類(たまごのパック) ・ネット類(ミカンなどが入っていたネット類) ・ラップ類 ・緩衝剤類 など
	紙製容器包装		紙製容器包装用 折りたたみ式回収ボックス	識別マーク  の付いているもの	・包装紙類(デパートの包装紙) ・紙箱類 ・紙袋類 ・台紙類 ・紙缶類 ・紙パック (牛乳パック等の  「紙パックマーク」がついたもの)
不燃ごみ		月2、3回 定期収集	回収かご	・ガラス製品(コップ・鏡・化粧品のびんなど) ・金属製品 (鍋・やかん・スプレーかん・カセットボンベ・1ℓ以上のかん類など) ・陶器類(茶わん・湯のみ・磁石など) ・小型家電製品(家電リサイクル4品目、パソコン以外) ・刃物類(包丁・ナイフ・カミソリなど) など	
危険ごみ		月2、3回 定期収集	回収かご	・蛍光灯 ・水銀製品(水銀製体温計など) ・乾電池	
粗大ごみ		月1回	南但クリーンセンターに 持ち込むか、電話申込み後 に収集(有料)	・タンス・布団・ソファなどの可燃性大型ごみ ・自転車・大型家電(家電リサイクル4品目、パソコン以外)などの不燃性大型ごみ	

備考)「対象になるもの」に関する記載は、「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」によります。

2. ごみ処理フロー

可燃ごみ及び破碎処理後の可燃物は、本組合が運営及び維持・管理する高効率原燃料回収施設においてバイオガス化及び焼却処理を行っています。不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、リサイクルセンターで破碎・選別・圧縮梱包・一時貯留の後、資源化物は資源化事業者による資源化处理等を行っています。

一方、破碎処理後の不燃物の最終処分は、朝来市が運営及び維持・管理する一般廃棄物管理型最終処分場において行っています。

養父市及び朝来市におけるごみ処理フロー（平成 26 年度）は次のとおりです。

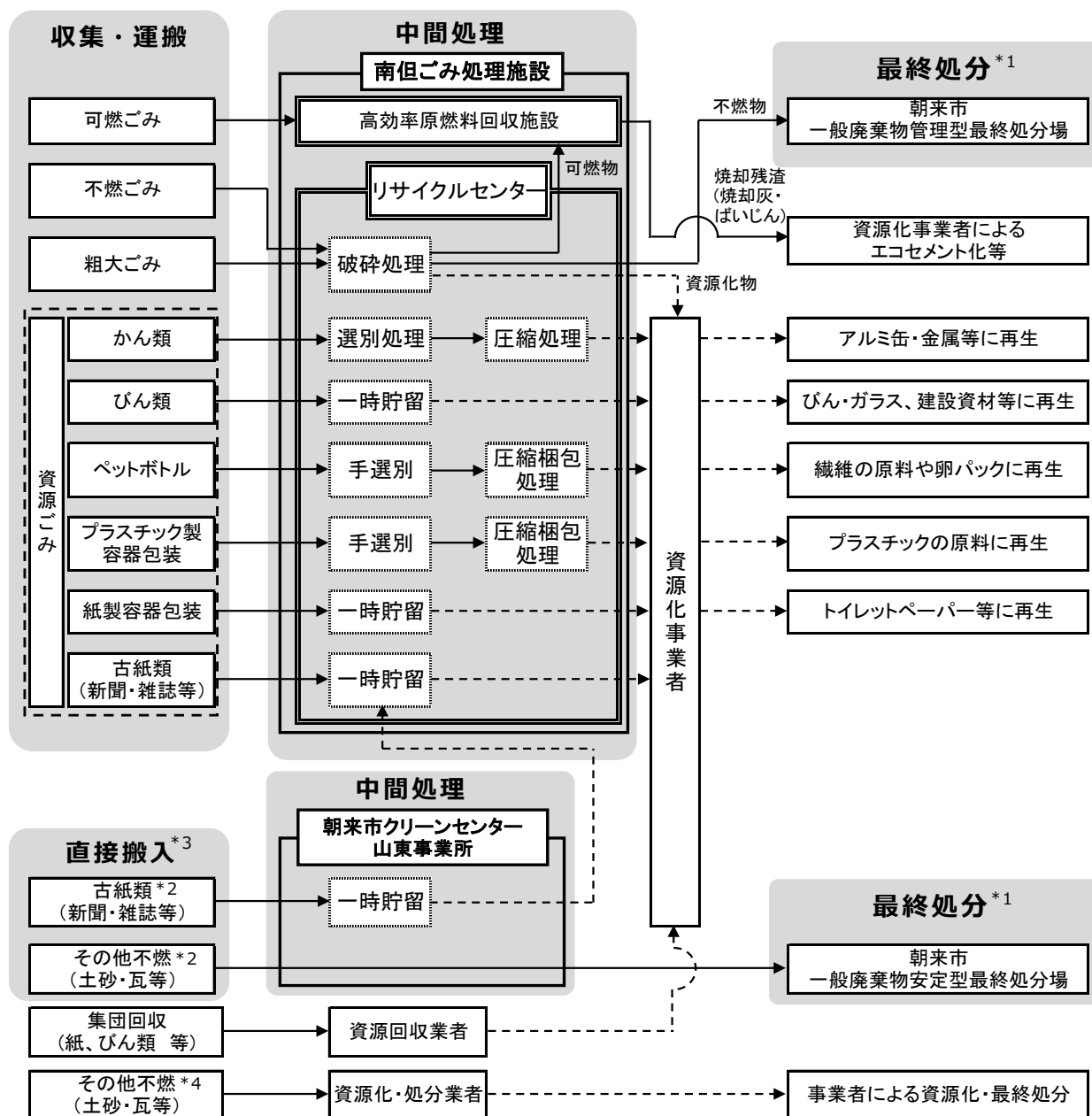


図 3-1-1 ごみ処理フロー（平成 26 年度）

*1 最終処分とは、埋立処分を示します。

*2 朝来市分の直接搬入を示します。

*3 朝来市クリーンセンター山東事業所への直接搬入を示します。

*4 養父市分の直接委託を示します。

備考）図中の破線矢印は、事業者における処理の流れを示しています。

第2節 ごみの性状及び排出量

1. ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の推移

1) 南但地域

南但地域におけるごみ総排出量は、平成21年度の災害廃棄物の影響を除くと、おおむね年間約19,000tで推移しており、ほぼ横ばい傾向となっています。

一方、分類別に見ると、生活系資源ごみ、事業系不燃ごみ及び集団回収は減少傾向を、生活系不燃ごみ並びに事業系可燃ごみは増加傾向をそれぞれ辿っています。

また、その他のごみは増加傾向を示した後、減少に転じています。

平成21年度から平成25年度までのごみ排出量の推移は次のとおりです。

表 3-2-1 ごみ排出量の推移（南但地域）

項 目	年 度	単 位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
人 口		人	62,325	61,583	60,812	59,917	58,911
生活系ごみ		t/年	13,008	12,742	12,900	12,956	12,362
可燃ごみ		t/年	10,431	10,405	10,545	10,571	9,886
資源ごみ		t/年	1,704	1,604	1,557	1,528	1,484
不燃ごみ		t/年	675	559	586	615	823
粗大ごみ		t/年	201	174	212	242	169
事業系ごみ		t/年	4,134	4,221	4,216	4,308	4,609
可燃ごみ		t/年	3,594	3,460	3,592	3,691	4,068
不燃ごみ		t/年	540	761	624	617	541
災害廃棄物		t/年	2,083	0	0	0	0
集団回収		t/年	2,449	2,369	2,341	2,290	2,191
合 計		t/年	21,674	19,332	19,457	19,554	19,162

備考) 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典) 一般廃棄物処理実態調査結果(平成21～24年度)、本組合資料(平成25年度)

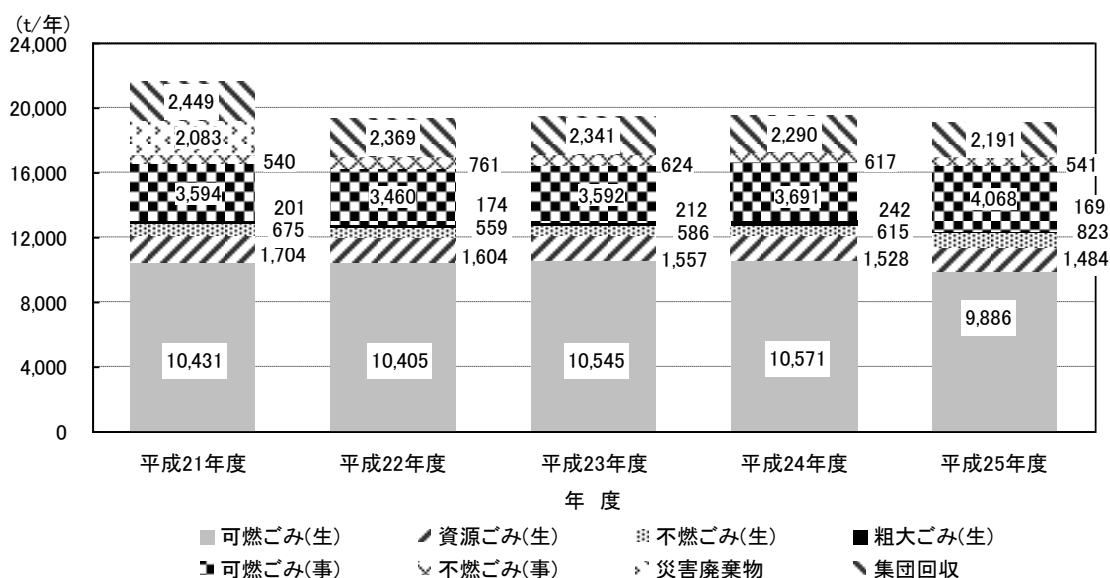


図 3-2-1 ごみ排出量の推移（南但地域）

2) 養父市

養父市におけるごみ総排出量は、増減を繰り返して推移しています。

一方、分類別に見ると、生活系資源ごみは減少傾向を、生活系不燃ごみは増加傾向をそれぞれ辿り、生活系可燃ごみ及び生活系粗大ごみは増加傾向を示した後、減少に転じています。事業系可燃ごみ及び集団回収は増減を繰り返しています。

なお、平成25年度における変動は、ごみの分別方法や南但クリーンセンターの稼働に伴うごみ処理体制等の変更（平成25年3月）による影響と考えられます。

平成21年度から平成25年度までのごみ排出量の推移は次のとおりです。

表 3-2-2 ごみ排出量の推移（養父市）

項 目	年 度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
人 口		人	27,846	27,550	27,102	26,580	26,069
生活系ごみ		t/年	5,718	5,590	5,693	5,816	5,352
可燃ごみ		t/年	4,453	4,473	4,531	4,613	4,157
収集(直営・委託業者)		t/年	4,193	4,098	4,191	4,306	3,876
直接搬入		t/年	260	375	340	307	281
資源ごみ		t/年	888	804	793	773	769
収集(直営・委託業者)		t/年	690	634	619	566	736
直接搬入		t/年	198	170	174	207	33
不燃ごみ		t/年	176	139	157	188	257
収集(直営・委託業者)		t/年	90	88	91	106	202
直接搬入		t/年	86	51	66	82	55
粗大ごみ		t/年	201	174	212	242	169
収集(直営・委託業者)		t/年	161	152	177	198	169
直接搬入		t/年	40	22	35	44	0
事業系ごみ		t/年	1,675	1,570	1,632	1,464	1,645
可燃ごみ		t/年	1,675	1,570	1,632	1,464	1,645
許可業者		t/年	1,068	1,143	1,249	1,118	1,224
直接搬入		t/年	607	427	383	346	421
集団回収		t/年	1,051	1,031	1,025	1,081	1,014
合 計		t/年	8,444	8,191	8,350	8,361	8,011

出典) 一般廃棄物処理実態調査結果(平成21~24年度)、本組合資料(平成25年度)

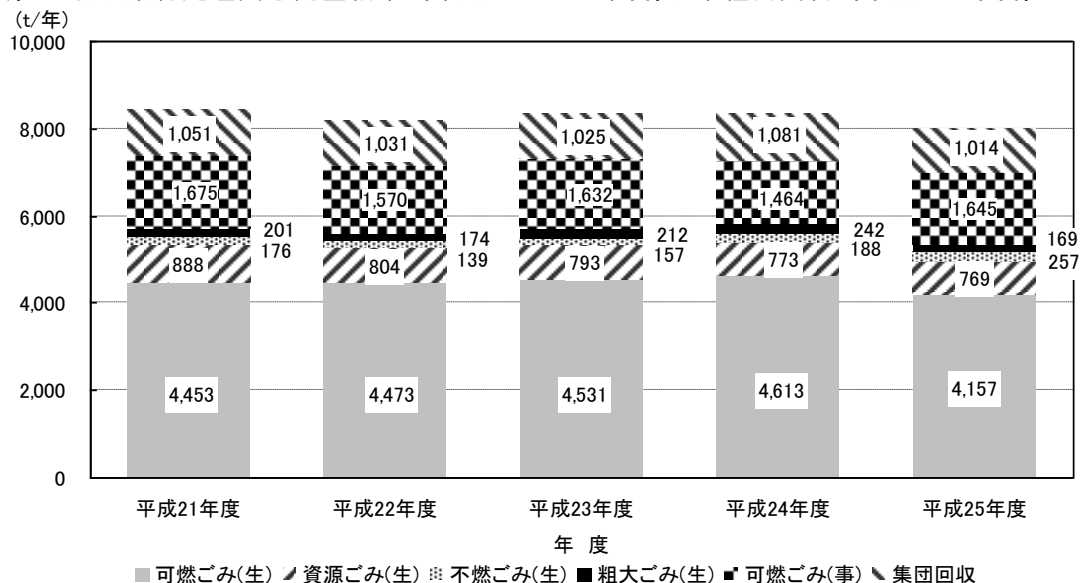


図 3-2-1 ごみ排出量の推移（養父市）

3) 朝来市

朝来市におけるごみ総排出量は、平成21年度の災害廃棄物の影響を除くと、おおむね年間約11,000tで推移しており、ほぼ横ばい傾向となっています。

一方、分類別に見ると、生活系可燃ごみ、生活系資源ごみ、事業系不燃ごみ及び集団回収は減少傾向を、生活系不燃ごみ並びに事業系可燃ごみは増加傾向をそれぞれ辿っています。

なお、平成25年度における変動は、南但クリーンセンターの稼働に伴うごみ処理体制等の変更（平成25年3月）による影響と考えられます。

平成21年度から平成25年度までのごみ排出量の推移は次のとおりです。

表 3-2-3 ごみ排出量の推移（朝来市）

項 目	年 度	単 位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
人 口		人	34,479	34,033	33,710	33,337	32,842
生活系ごみ		t/年	7,290	7,152	7,207	7,140	7,010
可燃ごみ		t/年	5,978	5,932	6,014	5,958	5,729
収集(直営・委託業者)		t/年	5,978	5,932	6,014	5,958	5,287
直接搬入		t/年	—	—	—	—	442
資源ごみ		t/年	816	800	764	755	715
収集(直営・委託業者)		t/年	694	680	649	636	615
直接搬入		t/年	122	120	115	119	100
不燃ごみ		t/年	499	420	429	427	566
収集(直営・委託業者)		t/年	395	358	357	349	369
直接搬入		t/年	104	62	72	78	197
事業系ごみ		t/年	2,459	2,651	2,584	2,844	2,964
可燃ごみ		t/年	1,919	1,890	1,960	2,227	2,423
許可業者		t/年	—	—	—	—	1,761
直接搬入		t/年	1,919	1,890	1,960	2,227	662
不燃ごみ		t/年	540	761	624	617	541
直接搬入		t/年	540	761	624	617	541
災害廃棄物		t/年	2,083	0	0	0	0
集団回収		t/年	1,398	1,338	1,316	1,209	1,177
合 計		t/年	13,230	11,141	11,107	11,193	11,151

備考) 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典) 一般廃棄物処理実態調査結果(平成21～24年度)、本組合資料(平成25年度)

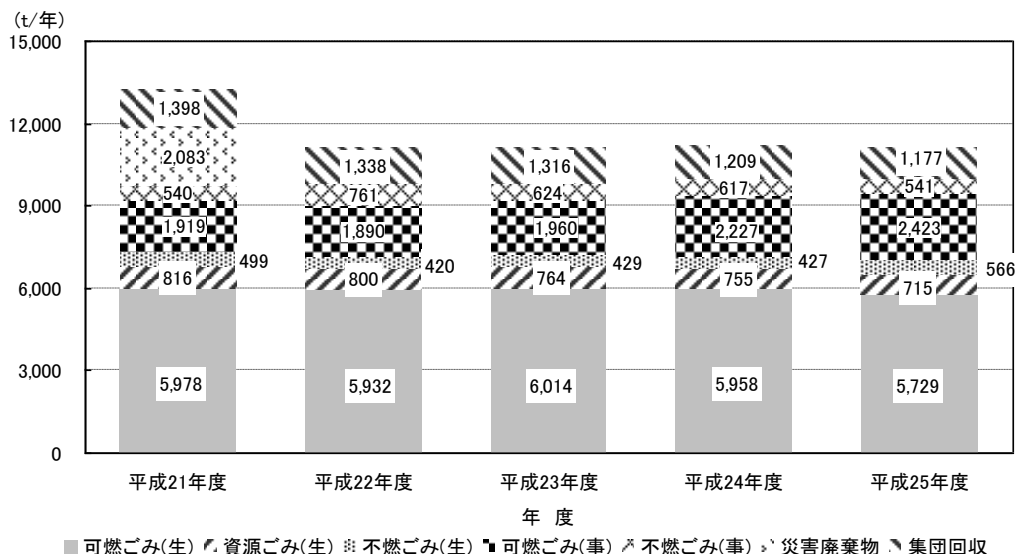


図 3-2-3 ごみ排出量の推移（朝来市）

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

1) 養父市

養父市における1人1日当たりのごみ排出量は、全体で見ると増減を繰り返して推移しています。

一方、分類別に見ると、生活系不燃ごみは増加傾向を辿り、生活系可燃ごみ、生活系粗大ごみ及び集団回収は増加傾向を示した後、減少傾向に転じており、生活系資源ごみは横ばい傾向を辿っています。また、事業系可燃ごみは増減を繰り返した傾向を示しています。

平成21年度から平成25年度までのごみ排出量の推移は次のとおりです。

表 3-2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移（養父市）

項 目	年 度	単 位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
生活系ごみ		g/人日	562.6	555.9	573.9	599.5	562.5
可燃ごみ		g/人日	438.1	444.8	456.8	475.5	436.9
資源ごみ		g/人日	87.4	80.0	79.9	79.7	80.8
不燃ごみ		g/人日	17.3	13.8	15.8	19.4	27.0
粗大ごみ		g/人日	19.8	17.3	21.4	24.9	17.8
事業系ごみ		g/人日	164.8	156.1	164.5	150.9	172.9
可燃ごみ		g/人日	164.8	156.1	164.5	150.9	172.9
集団回収		g/人日	103.4	102.5	103.3	111.4	106.6
合 計		g/人日	830.8	814.6	841.8	861.8	841.9

備考) 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 人口

平成23年度においては、年間日数を366日とします。

平成21～23年度の1人1日当たりのごみ排出量は、外国人人口を含む計画収集人口により算出しているため、環境省公表の値と異なっています。

また、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

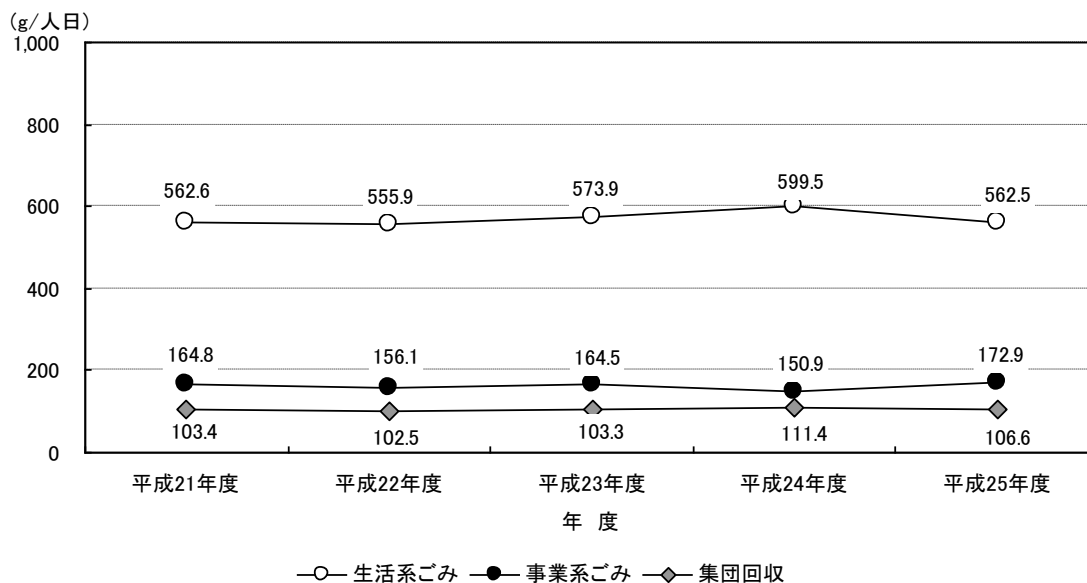


図 3-2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移（養父市）

2) 朝来市

朝来市における1人1日当たりのごみ排出量は、全体で見ると緩やかな増加傾向を辿っています。

一方、分類別に見ると、生活系資源ごみ、事業系不燃ごみ及び集団回収は減少傾向を、生活系不燃ごみ並びに事業系可燃ごみは増加傾向をそれぞれ辿り、生活系可燃ごみは増加傾向を示した後、減少傾向に転じています。

平成21年度から平成25年度までのごみ排出量の推移は次のとおりです。

表 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移（朝来市）

項 目	年 度	単 位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
生活系ごみ		g/人日	579.3	575.8	584.1	586.8	584.8
可燃ごみ		g/人日	475.0	477.5	487.4	489.6	477.9
資源ごみ		g/人日	64.8	64.4	61.9	62.0	59.6
不燃ごみ		g/人日	39.7	33.8	34.8	35.1	47.2
事業系ごみ		g/人日	195.4	213.4	209.4	233.7	247.3
可燃ごみ		g/人日	152.5	152.1	158.9	183.0	202.1
不燃ごみ		g/人日	42.9	61.3	50.6	50.7	45.1
災害廃棄物		g/人日	165.5	0.0	0.0	0.0	0.0
集団回収		g/人日	111.1	107.7	106.7	99.4	98.2
合 計		g/人日	1,051.3	896.9	900.2	919.9	930.2

備考) 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 人口

平成23年度においては、年間日数を366日とします。

平成21~23年度の1人1日当たりのごみ排出量は、外国人人口を含む計画収集人口により算出しているため、環境省公表の値と異なっています。

また、四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

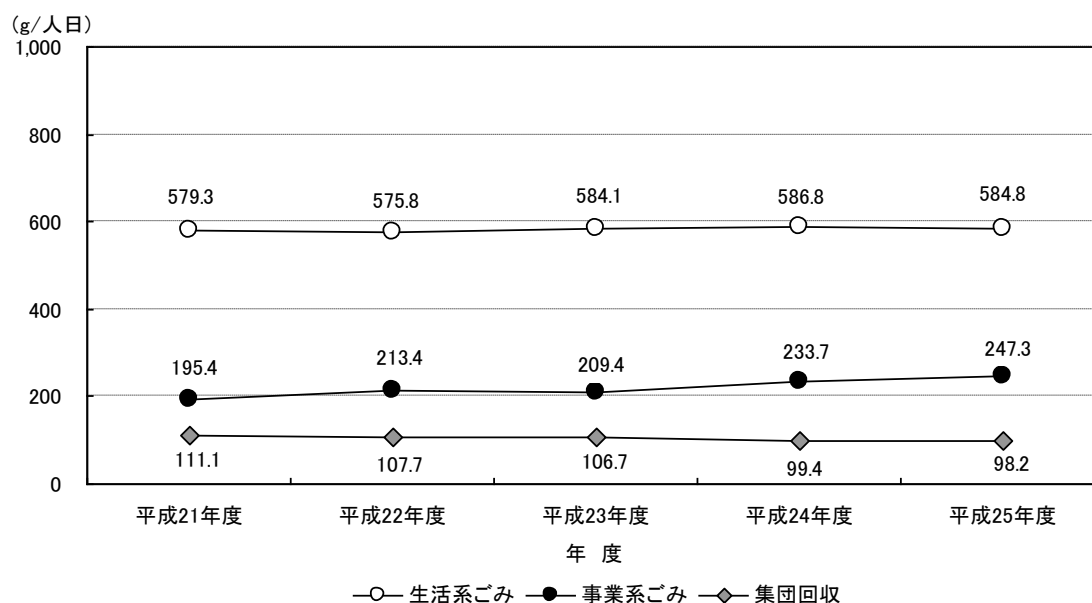


図 3-2-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移（朝来市）

3) 国・兵庫県との比較

1人1日当たりのごみ排出量について、養父市及び朝来市と国、兵庫県とを比較すると、平成22年度以降は養父市、朝来市ともに国や兵庫県の値を下回っています。

表 3-2-6 1人1日当たりのごみ排出量の比較

項目	年度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
養父市		g/人日	830.8	814.6	841.8	861.8
朝来市		g/人日	1,051.3	896.9	900.2	919.9
国		g/人日	994.4	976.2	976.2	963.5
兵庫県		g/人日	1,042.6	1,006.0	1,001.5	984.1

備考) 国、兵庫県の値は、環境省 HP を参照しており、平成 25 年度の値は本計画策定時において公表されていません。

また、国及び兵庫県における平成 24 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、外国人人口を含んでいます。(外国人人口を含まない場合の国の値は、978.7g/人日となります。)

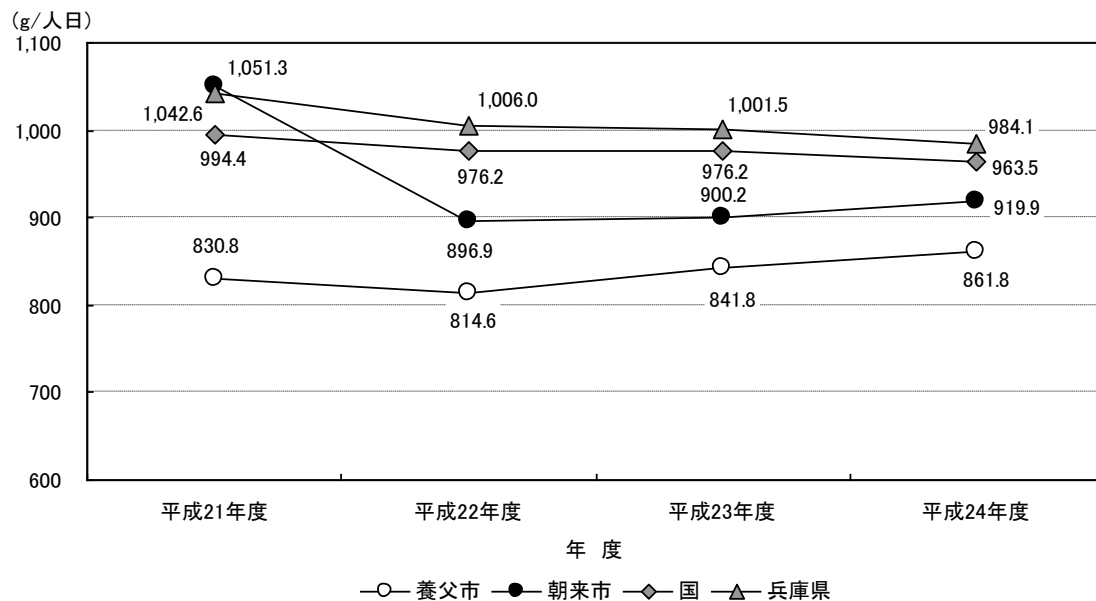


図 3-2-6 1人1日当たりのごみ排出量の比較

2. ごみの性状

可燃ごみの種類組成、単位容積重量、三成分及び低位発熱量等は、年4回の性状調査を実施しており、過去5年間の調査結果は次のとおりです。

(1) 南但地域

南但地域におけるごみの性状は、平成21～24年度は養父市及び朝来市の調査結果を焼却処理量により加重平均し、算出しました。また、平成25年度は、本組合における調査結果を示しています。

ごみの種類組成は、「紙、布類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「厨芥類」の順に高い割合を占めています。

一方、三成分（水分・灰分・可燃分）は、可燃分がおおむね半分を占めています。平成21年度から平成25年度までの可燃ごみの性状及び5年間の平均は次のとおりです。

表 3-2-7 可燃ごみの性状の推移（南但地域）

年 度		項 目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均値
				(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	
ごみの種類組成(湿)	紙、布類	%	42.83	46.37	46.82	43.75	43.00	44.55	
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類		23.32	21.03	24.03	25.48	30.20	24.81	
	木、竹、わら類		2.37	2.31	7.48	2.78	7.90	4.57	
	厨芥類		24.18	21.36	15.31	20.97	15.70	19.50	
	不燃物類		0.96	1.55	1.24	0.63	2.40	1.36	
	その他		6.32	7.37	5.12	6.54	0.80	5.23	
単位体積重量		t/m ³	0.150	0.134	0.146	0.140	0.211	0.160	
三成分	水分	%	42.47	36.39	39.49	40.81	32.50	38.33	
	灰分		4.90	7.10	7.19	6.06	5.80	6.21	
	可燃分		52.63	56.50	53.33	53.11	61.70	55.45	
低位発熱量		kJ/kg	8,890	9,754	9,133	8,951	13,150	9,976	
		kcal/kg	2,105	2,324	2,161	2,156	3,141	2,377	

備考）各年度におけるごみの種類組成は、年4回の調査の平均値のため、合計が100%にならない場合があります。

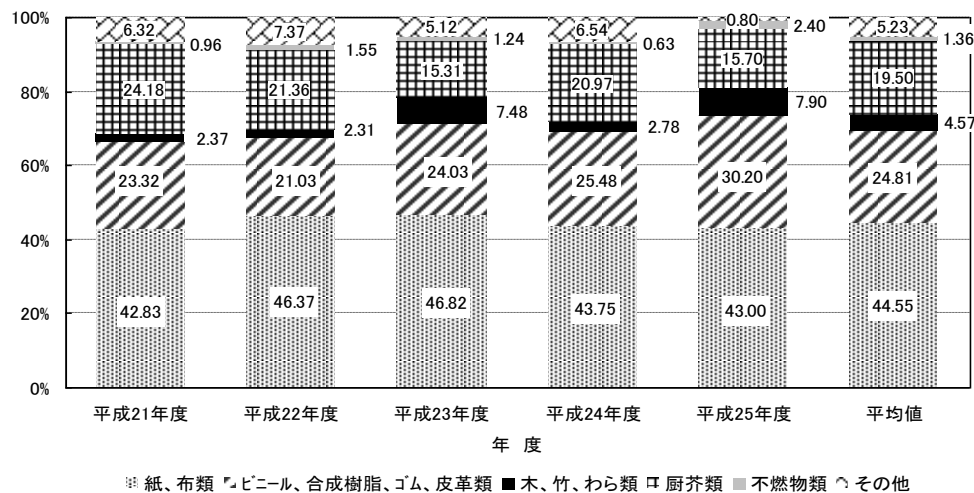


図 3-2-7 ごみの種類組成の推移（南但地域）

(2) 養父市

養父市におけるごみの種類組成は、「紙、布類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「厨芥類」の順に高い割合を占めています。

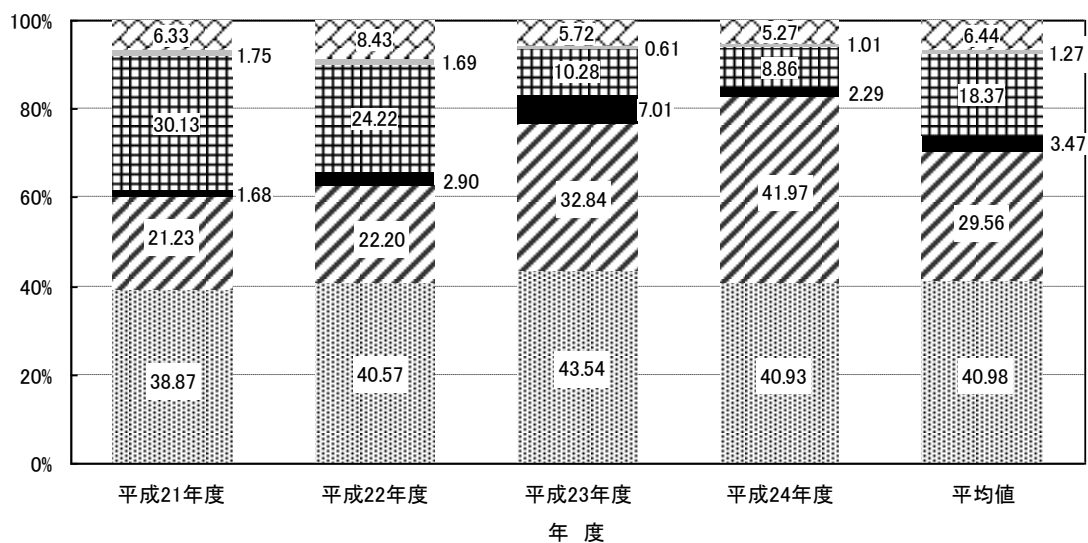
一方、三成分（水分・灰分・可燃分）は、可燃分がおおむね半分を占めています。

平成21年度から平成24年度までの可燃ごみの性状及び4年間の平均は次のとおりです。（平成25年度以降は、本組合において調査を実施しています。）

表 3-2-8 可燃ごみの性状の推移（養父市）

項 目		年 度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平均値
ごみの 種類 組成 (湿)	紙、布類		%	38.87	40.57	43.54	40.93	40.98
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類			21.23	22.20	32.84	41.97	29.56
	木、竹、わら類			1.68	2.90	7.01	2.29	3.47
	厨芥類			30.13	24.22	10.28	8.86	18.37
	不燃物類			1.75	1.69	0.61	1.01	1.27
	その他			6.33	8.43	5.72	5.27	6.44
単位体積重量			t/m ³	0.145	0.142	0.141	0.130	0.140
三 成 分	水分		%	44.80	36.43	39.82	33.30	38.59
	灰分			5.63	8.93	6.56	6.47	6.90
	可燃分			49.57	54.65	53.65	60.17	54.51
低位発熱量			kJ/kg	8,200	9,500	9,175	10,433	9,327
			kcal/kg	1,950	2,225	2,175	2,500	2,213

備考）各年度におけるごみの種類組成は、年4回実施する調査の平均値のため、合計が100%にならない場合があります。



■ 紙、布類 ■ ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 ■ 木、竹、わら類 ■ 厨芥類 ■ 不燃物類 ■ その他

図 3-2-8 ごみの種類組成の推移（養父市）

(3) 朝来市

朝来市におけるごみの種類組成は、「紙、布類」、「厨芥類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の順に高い割合を占めています。

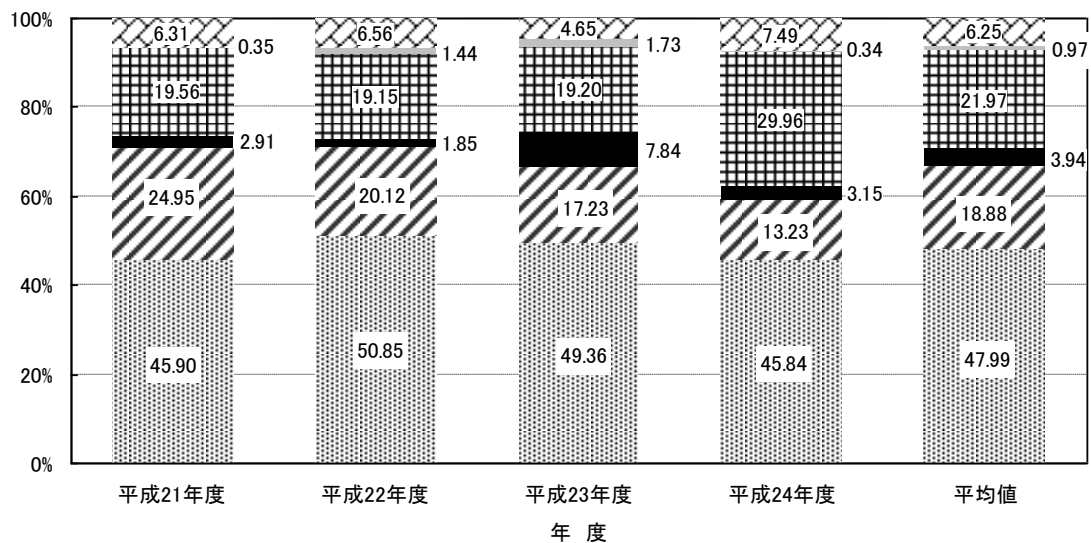
一方、三成分（水分・灰分・可燃分）は、可燃分がおおむね半分を占めています。

平成21年度から平成24年度までの可燃ごみの性状及び4年間の平均は次のとおりです。（平成25年度以降は、本組合において調査を実施しています。）

表 3-2-9 可燃ごみの性状の推移（朝来市）

項 目		年 度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平均値
ごみの 種類 組成 (湿)	紙、布類		%	45.90	50.85	49.36	45.84	47.99
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類			24.95	20.12	17.23	13.23	18.88
	木、竹、わら類			2.91	1.85	7.84	3.15	3.94
	厨芥類			19.56	19.15	19.20	29.96	21.97
	不燃物類			0.35	1.44	1.73	0.34	0.97
	その他			6.31	6.56	4.65	7.49	6.25
単位体積重量			t/m ³	0.154	0.127	0.150	0.147	0.145
三 成 分	水分		%	40.66	36.36	39.24	46.38	40.66
	灰分			4.33	5.69	7.67	5.76	5.86
	可燃分			55.00	57.93	53.09	47.86	53.47
低位発熱量			kJ/kg	9,425	9,950	9,100	7,850	9,081
			kcal/kg	2,225	2,400	2,150	1,900	2,169

備考) 各年度におけるごみの種類組成は、年4回実施する調査の平均値のため、合計が100%にならない場合があります。



■ 紙、布類 ■ ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 ■ 木、竹、わら類 ■ 厨芥類 ■ 不燃物類 △ その他

図 3-2-9 ごみの種類組成の推移（朝来市）

第3節 ごみの減量化・資源化の現況

1. 分別収集の現況

養父市では、排出されるごみのうち「かん類」、「びん類（無色透明、茶色、その他の色）」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」及び「古紙類（新聞・雑誌・段ボール）」の10品目を資源ごみとして分別収集し、資源化を行っています。

朝来市では、排出されるごみのうち「かん類」、「びん類（無色透明、茶色、その他の色）」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」の7品目を資源ごみとして分別収集し、資源化を行っています。なお、古紙類は、集団回収を推奨していることから分別収集を行っていません。

2. 資源回収の状況

養父市及び朝来市における資源化量及びリサイクル率は、横ばい傾向もしくはごみ排出量（生活系資源ごみ、集団回収）の減少に伴った傾向を示していましたが、平成25年度の南但クリーンセンターの供用開始により増加傾向に転じています。

平成21年度から平成25年度までのごみの資源化の推移は次のとおりです。

表 3-3-1 ごみの資源化の推移

項 目		年 度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
養父市	資源化量		t/年	1,015	1,138	1,162	1,174	1,627
	紙類		t/年	582	483	497	488	347
	紙バック		t/年	0	13	13	5	0
	紙製容器包装		t/年	0	18	19	13	80
	金属類		t/年	184	165	128	212	159
	ガラス類		t/年	231	220	245	200	167
	ペットボトル		t/年	18	19	19	21	28
	容器包装プラスチック		t/年	—	—	—	—	109
	燃料(バイオガス)		t/年	—	—	—	—	203
	焼却残渣(焼却灰・ばいじん)		t/年	—	220	241	235	534
	集団回収量		t/年	1,051	1,031	1,025	1,081	1,014
	資源化量 合計		t/年	2,066	2,169	2,187	2,255	2,641
	リサイクル率		%	24.5	26.5	26.2	27.0	33.0
朝来市	資源化量		t/年	1,561	1,017	972	951	1,917
	紙類		t/年	107	109	104	102	84
	紙製容器包装		t/年	119	113	110	108	106
	金属類		t/年	382	325	313	298	277
	ガラス類		t/年	262	253	238	238	226
	白色トレイ		t/年	10	9	8	7	0
	ペットボトル		t/年	55	61	57	58	58
	容器包装プラスチック		t/年	155	147	142	140	148
	燃料(バイオガス)		t/年	—	—	—	—	280
	焼却残渣(焼却灰・ばいじん)		t/年	—	—	—	—	738
	その他(災害廃棄物分)		t/年	471	0	0	0	0
	集団回収量		t/年	1,398	1,338	1,316	1,209	1,177
	資源化量 合計		t/年	2,959	2,355	2,288	2,160	3,094
	リサイクル率		%	22.3	21.1	20.6	19.3	27.7

備考) リサイクル率は資源化量合計（焼却残渣のセメント原料化を含む）をごみ処理量で除して算出しています。また、ごみ処理量は直接焼却量、直接最終処分量、直接資源化量、焼却以外の中間処理量及び集団回収量の合計となっています。

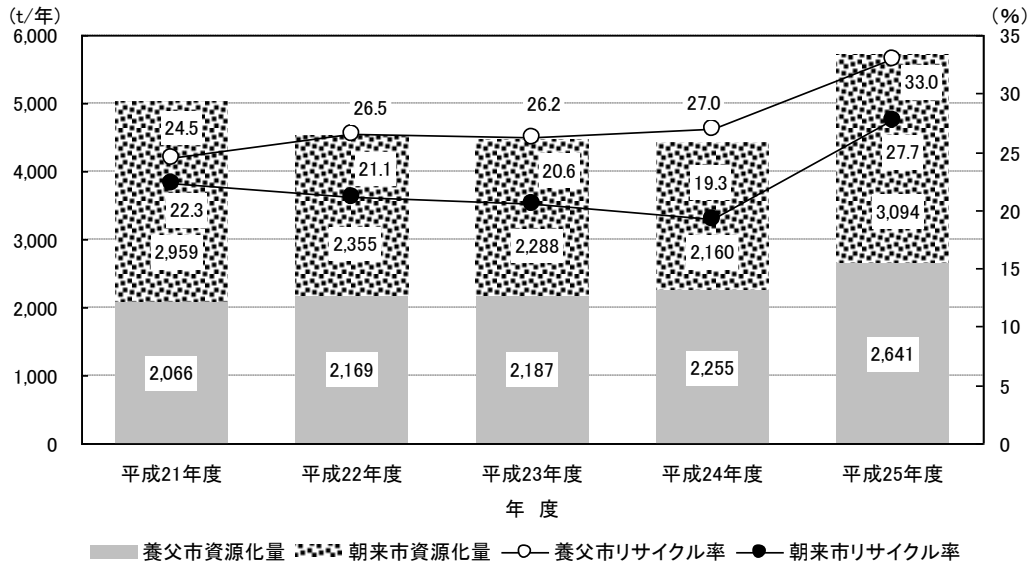


図 3-3-1 ごみの資源化の推移

リサイクル率について、養父市及び朝来市と国、兵庫県とを比較すると、国の値に対して養父市は上回っていますが、朝来市では平成 22 年度以前は上回っていましたが、平成 24 年度は下回っています。兵庫県の値に対しては、養父市及び朝来市は上回っています。

また、朝来市におけるリサイクル率は低下傾向を辿っており、平成 24 年度は平成 21 年度から－3.0 ポイントとなっています。

表 3-3-2 リサイクル率の比較

項目 \ 年度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)
養父市	%	24.5	26.5	26.2	27.0
朝来市	%	22.3	21.1	20.6	19.3
国	%	20.5	20.8	20.6	20.5
兵庫県	%	17.4	17.3	17.4	16.7

備考) 国、兵庫県の値は、環境省 HP を参照しており、平成 25 年度の値は本計画策定時において公表されていません。

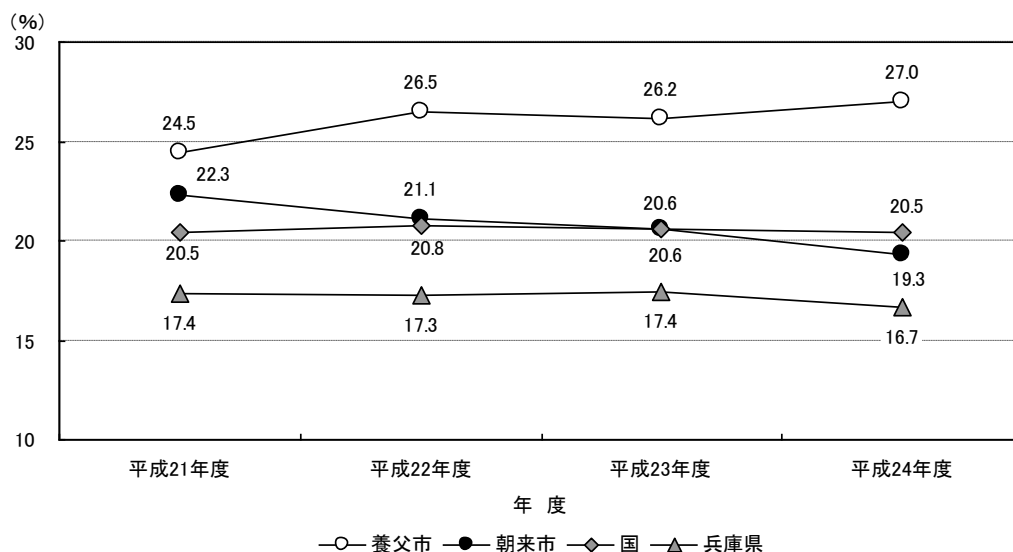


図 3-3-2 リサイクル率の比較

3. 集団回収の状況

養父市及び朝来市では、「養父市資源ごみ集団回収事業助成金交付要綱」、「朝来市集団回収事業助成金交付要綱」をそれぞれ定め、集団回収を実施している各種団体に対して支援を行っています。

養父市及び朝来市における集団回収事業助成金交付状況は次のとおりです。

表 3-3-3 集団回収事業助成金交付状況 (平成 27 年 3 月)

対象品目		助成金の額
養父市	紙類	1 キログラム当たり 4 円
	かん類	1 キログラム当たり 3 円
	ペットボトル	1 キログラム当たり 4 円
	びん類	1 本当たり 3 円
	金属類	1 キログラム当たり 3 円
	その他 (再資源として利用できるもの)	その都度定める
朝来市	紙類	1 キログラム当たり 3 円
	繊維類	1 キログラム当たり 4 円
	びん類	1 本当たり 2 円

備考) 養父市では、かん類、びん類及び金属類においては、業者の引取料単価が助成基準額以上の場合は助成対象としません。ただし、助成基準額に満たない場合は、その差額を助成します。

団体数及び集団回収量の推移を見ると、養父市では団体数、集団回収量ともに横ばい傾向となっており、朝来市においては、団体数はほぼ横ばい傾向ですが、紙類の減少に伴い集団回収量は減少傾向となっています。

平成 21 年度から平成 25 年度までの団体数及び集団回収量の推移は次のとおりです。

表 3-3-4 団体数及び集団回収量の推移

項 目		単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
養父市	団体数	団体	36	38	39	37	39
	集団回収量	t/年	1,051	1,031	1,025	1,081	1,014
	紙類	t/年	987	969	953	1,007	964
	かん類・金属類	t/年	33	32	33	44	35
	ペットボトル	t/年	15	15	19	21	9
	びん類	t/年	6	6	8	0	4
	紙パック	t/年	8	6	7	6	2
	白色トレイ	t/年	2	3	4	3	0
朝来市	団体数	団体	25	25	23	23	24
	集団回収量	t/年	1,398	1,338	1,316	1,209	1,177
	紙類	t/年	1,283	1,222	1,193	1,095	1,080
	繊維類	t/年	80	79	84	82	79
	びん類	t/年	9	9	8	5	5
	紙パック	t/年	6	6	7	6	0
	金属	t/年	17	19	19	16	13
	白色トレイ	t/年	2	2	3	3	0
集団回収量 合 計		t/年	2,449	2,369	2,341	2,290	2,191

備考) 朝来市における集団回収量は、店頭回収分(紙パック、金属、白色トレイ及び容器包装プラスチック)を含んでいます。

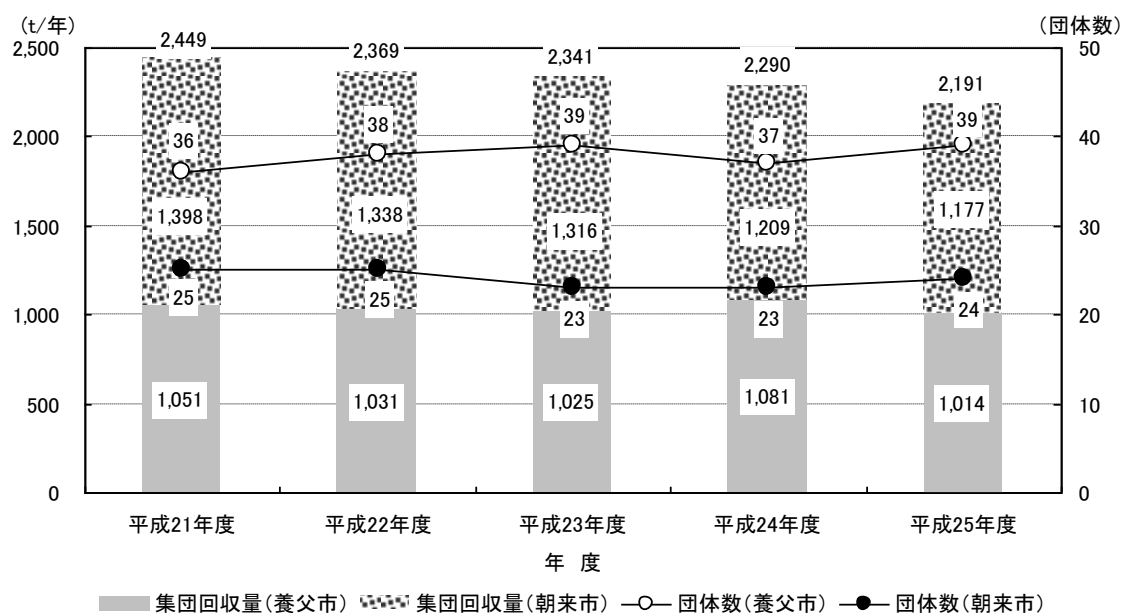


図 3-3-3 団体数及び集団回収量の推移

4. 排出抑制、分別排出、資源化施策の取り組み状況

本組合、養父市及び朝来市が取り組んでいる施策は次のとおりです。

表 3-3-5 共通施策

施策		内容	主体
排出抑制	使い捨て商品の利用自粛 生ごみの水切り 耐久消費財の長期使用	広報やパンフレットの配布等により、排出抑制の啓発に努めています。	市
	マイバッグの持参	マイバッグデーや共通利用可能なマイバスケット方式の導入等、各種団体との連携による普及を図っています。	〃
	簡易包装の推進	「スリム・リサイクル宣言の店」の周知及び指定店の増加による啓発に努めています。	〃
	多量排出事業者への減量化指導	「事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画」の作成や自主的な取組等の指導を行っています。	〃
	再使用できる容器の利用	リターナブルびんや再使用できる容器の種類、回収先等の情報を発信し、啓発に努めています。	〃
	フリーマーケット、バザーの開催	各地区のイベント時やリサイクルセンターにおいて、フリーマーケットを開催しています。	市・組合
	不用品交換に関する情報発信	公共施設への情報コーナーの設置やケーブルテレビの活用、ホームページの開設によって不用品交換に関する情報の発信を行っています。	組合
分別排出	容器包装廃棄物の分別回収 (プラ製容器包装、紙製容器包装)	南但ごみ処理施設の供用開始に伴い、分別収集を実施しています。	市
	分別排出の徹底	衛生委員への研修や「ごみの分け方と出し方」による周知、ごみ袋等への指示書の貼付による指導、啓発用ビデオの配布等によって、分別排出の徹底を図っています。	〃
資源化	集団回収の推進	実施団体に対する助成の継続や実施団体間での日程調整、回収品目の増加等、各団体における活動の推進を行っています。	〃
	生ごみの堆肥化	生ごみ処理機等の購入に対する補助制度の充実や他団体との連携により、生ごみの堆肥化を推進しています。	〃
	事業者による回収	スーパー等の事業者到店頭回収の継続、拡大の申し入れを行っています。	〃
	廃家電、パソコンのリサイクルに関する普及啓発	適切な回収や再商品化が推進されるように啓発を行っています。	〃
その他	不法投棄対策	環境パトロールや、不法投棄の多い場所に看板を設置しています。	〃
	啓発事業の実施	但馬地域全市町の住民参加による「クリーン但馬10万人大作戦」を毎年実施しています。 また、但馬食文化まつりと共催で「南但地域リサイクルフェア」を開催し、粗大ごみからの再生品の提供や環境保全関係の展示等を行っています。	市・組合
	環境教育の推進	リサイクルセンターに啓発・学習コーナーを設け、ごみ処理施設の見学等を通じた環境教育を行っています。	組合
	可燃ごみ、焼却灰、飛灰等の処理	可燃ごみは高効率原燃料回収施設(バイオガス化及び焼却処理)による処理、焼却灰等は外部委託による処理を行っています。	〃

表 3-3-6 養父市における施策

施策	内容
環境美化の推進	市民、県、警察等との連携による不法投棄の監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の適切かつ迅速な原状回復、ポイ捨て防止等の啓発活動の推進を行っています。
ごみの分別、減量化の推進	ごみの分別に関する市民・事業者向けの説明会や学習会等による啓発活動を推進しています。 また、自治会や子ども会等との協力による資源物の集団回収の推進、家庭や事業所から出るごみの減量に取り組んでいます。
廃棄物処理計画の計画的整備と効果的運用	南但ごみ処理施設の効果的な運用に努めています。
身近な環境活動の推進	レジ袋や使い捨て商品、過剰包装等をなるべく減らす等、市民の日常生活における環境活動の推進に努めています。

表 3-3-7 朝来市における施策

施策	内容
廃棄物の発生抑制と減量化	マイバッグキャンペーン等の発生抑制、生ごみ処理機の普及による減量化等の取組の拡大に努めるとともに、ごみの分別を推進する普及啓発活動を行っています。
リサイクルの推進	資源ごみの収集・資源化システムの整備、再生資源を使用した商品の利用、容器包装廃棄物に関する普及啓発に努めています。
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理に関する啓発、ごみステーションの整備の支援を行っています。 また、市民と関係機関の連携による不法投棄監視・情報連絡体制の強化や、ごみのポイ捨て・不法投棄防止の市民運動を推進しています。 地域における集団回収や、民間事業者への委託を含めた効率的な収集体制の確立に努めています。
災害廃棄物の適正処理	地震や水害等の災害に伴って発生する廃棄物は、朝来市地域防災計画に基づき、県や近隣市町との連携をとりながら迅速に適正処理します。 また、災害に伴うがれきの処理は、その処理の効率化を図るとともに、資源化に努めています。
循環と共生の環境保全の推進	朝来市環境基本計画に沿った取組を推進し、良好な環境の形成に向け、自然環境の保全、自然との共生及び循環型社会の形成による環境負荷の軽減を目指しています。 不法投棄を防ぐため、市と市民及び警察や関係機関と連携し監視を強化するとともに、廃棄物の適正処理についての意識の向上を目指しています。 南但広域行政事務組合と連携しながら、ごみの減量化・資源化に努めています。
環境教育、啓発活動の充実	広報やクリーンセンターの施設見学会等の機会を活用し、市民・事業者にごみ処理の現状・課題への認識を促すとともに、ごみの5R運動の意義や効果、適切な排出方法等についての啓発に努めています。
過剰包装の抑制	ごみの減量化や資源化に取り組んでいる店を「スリム・リサイクル運動啓発の店」として指定し、取組を推進しています。
買い物袋持参の徹底	マイバッグキャンペーン運動によるレジ袋等の小売包装の抑制、買い物袋の持参徹底等の普及啓発を行っています。
リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用	リターナブル容器や回収ルートの確立している製品、再生資源を原材料として利用した製品の利用を推進しています。

第4節 収集・運搬の現況

1. 分別区分、収集頻度

養父市及び朝来市は、第3章第1節に記載した生活系ごみを対象に分別収集を行っています。養父市では4分類14分別、朝来市では4分類11分別となっています。なお、生活系ごみの収集は養父市及び朝来市の所管となっています。

また、生活系ごみの収集方式は、養父市では対象物によりステーション方式及び拠点回収方式、朝来市では対象物によりステーション方式、拠点回収方式及び戸別収集のいずれかの方式が採用されています。

一方、事業系ごみは、事業者からの依頼により一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集が行われており、養父市では事業系可燃ごみ、朝来市では事業系可燃ごみ及び事業系不燃ごみを受け入れています。

平成25年度末におけるごみの分別区分、収集頻度等は次のとおりです。

表3-4-1 ごみの分別区分、収集頻度等（平成25年度末現在）

種類及び区分		市	収集頻度	収集方式	収集・運搬
可燃ごみ	生活系	養父市 朝来市	週2回	ステーション	直営、委託業者
	事業系	養父市 朝来市	—	戸別	許可業者
資源ごみ	かん類	養父市 朝来市	月1回 月2回	ステーション・拠点回収 ステーション	直営、委託業者
	びん類	養父市 朝来市	月1回	ステーション・拠点回収 ステーション	
	ペットボトル	養父市 朝来市		ステーション・拠点回収 拠点回収	
	プラスチック製 容器包装	養父市 朝来市		ステーション・拠点回収 拠点回収	
	紙製容器包装	養父市 朝来市	週1回	ステーション・拠点回収 拠点回収	
	古紙類	養父市 朝来市		ステーション・拠点回収	
		養父市 朝来市	月1回 —	ステーション・拠点回収 —	
		養父市 朝来市	—	—	—
不燃ごみ	生活系	養父市 朝来市	年6回*1 月2、3回	ステーション	直営、委託業者
	事業系	養父市 朝来市	—	戸別	許可業者
粗大ごみ	生活系	養父市	年4回	ステーション	直営
		朝来市	月1回	戸別	

*1 不燃ごみ（危険ごみ）の収集頻度は、年3回となっています。

2. 収集範囲

収集範囲は、養父市及び朝来市ともに市全域を対象としています。

3. 収集・運搬体制

収集・運搬体制については、養父市及び朝来市の管内から排出されたごみは直営、委託業者並びに許可業者により収集されています。

さらに、収集されたごみは、南但ごみ処理施設や朝来市クリーンセンター山東事業所に持ち込まれ、中間処理が行われた後、処理後の資源化物及び不燃物は本組合、養父市並びに朝来市直営により最終処分場等に運搬しています。

平成25年度末におけるごみの収集・運搬体制は次のとおりです。

表 3-4-2 ごみの収集・運搬体制（平成25年度末現在）

			人員	車輛							
				直 営		委託業者		許可業者		合 計	
				台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
				(人)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)
本組合	運搬車	収集運搬部門	0			1	10			1	10
		中間処理部門		1	3	2	20			3	23
	小 計			1	3	3	30	0	0	4	33
養父市	収集車		12	11	32	3	7	7	17	21	56
	運搬車	収集運搬部門		2	6	1	10			3	16
		中間処理部門		2	6	1	2			3	8
	小 計			15	44	5	19	7	17	27	80
朝来市	収集車		20	9	18	10	26	65	399	84	443
	運搬車	収集運搬部門							0	0	
		中間処理部門		3	4				3	4	
	小 計			12	22	10	26	65	399	87	447
合 計			32	28	69	18	75	72	416	118	560

第5節 中間処理の現況

1. 既存施設の概要

養父市及び朝来市から排出されるごみは、本組合が管理する中間処理施設において処理されています。

中間処理施設の概要は次のとおりです。

表 3-5-1 中間処理施設の概要

施 設 名		南但ごみ処理施設（南但クリーンセンター）
所 在 地		朝来市和田山高田 817-1
敷地面積		約 31,000m ²
供用開始		平成 2 5 年（2013） 4 月
処理能力	高効率原燃料回収施設	バイオマス設備：36t/日×1 系列（24 時間運転） 熱 回 収 設 備：43t/日×1 系列（24 時間運転） 全連続ストーカ式焼却炉
	リサイクルセンター	17t/日（5 時間運転） ・ 破碎処理 ・ 圧縮梱包処理 ・ 選別処理 ・ 一時貯留
構造／階数／延床面積		【高効率原燃料回収施設】 鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)/地上 4 階地下 1 階/4,547.19m ² 【リサイクルセンター】 鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造)/地上 3 階地下 1 階/3,360.53m ²
排ガス基準等		ばいじん 0.04g/m ³ N 未満 塩化水素 200ppm 未満 硫黄酸化物 K 値 1.75 未満 窒素酸化物 150ppm 未満 一酸化炭素（4 時間平均値） 30ppm 未満 ダイオキシン類 0.05ng-TEQ/m ³ N 未満

2. 処理実績

(1) ごみ焼却施設等

ごみの焼却処理について、平成24年度以前は、琴弾クリーンセンター並びに朝来市クリーンセンター朝来事業所で養父市及び朝来市直営による焼却処理をそれぞれ行っていました。平成25年度以降は南但ごみ処理施設供用開始に伴い、本組合によるバイオガス化及び焼却処理を行っています。

なお、可燃ごみの約50%はバイオガス化処理し、残りの可燃ごみとバイオガス化処理後の残渣等は、焼却処理を行っています。

平成21年度から平成25年度までの焼却及びバイオガス化処理量の推移は次のとおりです。

表 3-5-2 焼却及びバイオガス化処理量の推移

項 目		年 度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
養父市	焼却処理量		t/年	6,202	6,103	6,247	6,153	4,927
	可燃ごみ		t/年	6,128	6,043	6,163	6,077	3,028
	収集(直営・委託業者)		t/年	4,193	4,098	4,191	4,306	1,768
	許可業者		t/年	1,068	1,143	1,249	1,118	558
	直接搬入		t/年	867	802	723	653	702
	粗大ごみ		t/年	—	—	—	—	125
	資源化残渣(破碎・選別後の可燃残渣)		t/年	74	60	84	76	39
	バイオガス化残渣		t/年	—	—	—	—	1,735
	焼却残渣量(焼却灰・ばいじん)		t/年	919	536	560	406	534
	バイオガス化処理量		t/年	—	—	—	—	2,774
	可燃ごみ		t/年	—	—	—	—	2,774
	収集(直営・委託業者)		t/年	—	—	—	—	2,108
	許可業者		t/年	—	—	—	—	666
	直接搬入		t/年	—	—	—	—	0
朝来市	バイオガス化残渣量		t/年	—	—	—	—	1,735
	資源化量(バイオガス)		t/年	—	—	—	—	203
	焼却処理量		t/年	8,257	7,822	7,974	8,185	6,782
	可燃ごみ		t/年	7,897	7,822	7,974	8,185	4,323
	収集(直営・委託業者)		t/年	5,978	5,932	6,014	5,958	2,415
	許可業者		t/年	—	—	—	—	804
	直接搬入		t/年	1,919	1,890	1,960	2,227	1,104
	資源化残渣(破碎・選別後の可燃残渣)		t/年	—	—	—	—	63
	バイオガス化残渣		t/年	—	—	—	—	2,396
	災害廃棄物		t/年	360	0	0	0	0
	焼却残渣量(焼却灰・ばいじん)		t/年	1,281	1,180	1,053	1,044	738
	バイオガス化処理量		t/年	—	—	—	—	3,829
	可燃ごみ		t/年	—	—	—	—	3,829
	収集(直営・委託業者)		t/年	—	—	—	—	2,872
合 計	許可業者		t/年	—	—	—	—	957
	直接搬入		t/年	—	—	—	—	0
	バイオガス化残渣量		t/年	—	—	—	—	2,396
	資源化量(バイオガス)		t/年	—	—	—	—	280
	焼却処理量		t/年	14,459	13,925	14,221	14,338	11,709
バイオガス化	残渣量(焼却灰・ばいじん)		t/年	2,200	1,716	1,613	1,450	1,272
	処理量		t/年	—	—	—	—	6,603
	資源化量(バイオガス)		t/年	—	—	—	—	483
	残渣量		t/年	—	—	—	—	4,131

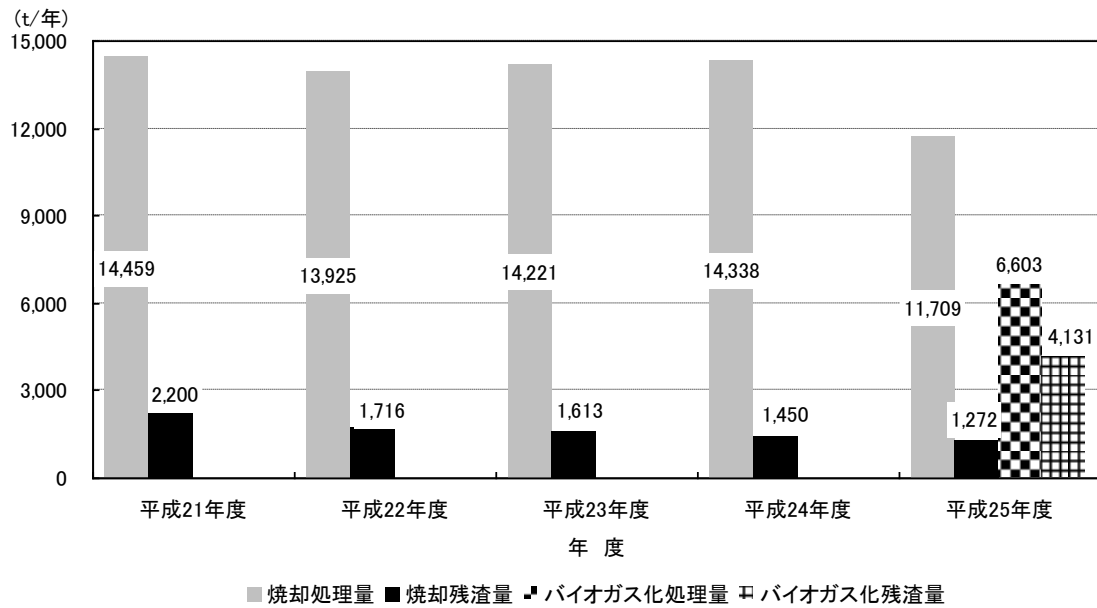


図 3-5-1 焼却及びバイオガス化の推移

(2) 資源化施設

ごみの資源化処理について、平成24年度以前は、琴弾クリーンセンター、朝来市リサイクルセンター並びに朝来市クリーンセンター山東事業所で養父市及び朝来市直営による処理をそれぞれ行っていました。平成25年度以降は南但ごみ処理施設供用開始に伴い、本組合による処理を行っています。(朝来市クリーンセンター山東事業所では一時保管を行っています。)

また、養父市及び朝来市における資源化量は、減少傾向となっています。

平成21年度から平成25年度までの選別処理量等の推移は次のとおりです。

表 3-5-3 選別処理量等の推移

年 度		単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
項 目	年度	単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
養父市	選別処理量	t/年	888	804	793	773	—
	資源ごみ	t/年	888	804	793	773	—
	収集(直営・委託業者)	t/年	690	634	619	566	—
	直接搬入	t/年	198	170	174	207	—
	選別残渣	t/年	0	0	0	2	—
	資源化量	t/年	888	804	793	771	—
	破碎・選別処理量	t/年	201	174	212	242	301
	不燃ごみ	t/年	—	—	—	—	257
	収集(直営・委託業者)	t/年	—	—	—	—	202
	直接搬入	t/年	—	—	—	—	55
	粗大ごみ	t/年	201	174	212	242	44
	収集(直営・委託業者)	t/年	161	152	177	198	44
	直接搬入	t/年	40	22	35	44	0
	不燃性残渣量(埋立処理)	t/年	—	—	—	—	142
	可燃性残渣量(焼却処理)	t/年	74	60	84	74	39
	資源化量	t/年	127	114	128	168	120
	選別・圧縮処理等	t/年	—	—	—	—	174
	資源ごみ	t/年	—	—	—	—	174
	収集(直営・委託業者)	t/年	—	—	—	—	174
	直接搬入	t/年	—	—	—	—	0
	資源化量	t/年	—	—	—	—	174
	直接資源化量	t/年	—	—	—	—	595
	資源ごみ	t/年	—	—	—	—	595
	収集(直営・委託業者)	t/年	—	—	—	—	562
	直接搬入	t/年	—	—	—	—	33
	資源化量	t/年	—	—	—	—	595
朝来市	選別処理量	t/年	163	169	162	160	—
	資源ごみ	t/年	163	169	162	160	—
	収集(直営・委託業者)	t/年	160	167	160	157	—
	直接搬入	t/年	3	2	2	3	—
	資源化量	t/年	163	169	162	160	—
	破碎・選別処理量	t/年	542	519	506	588	480
	不燃ごみ	t/年	542	519	506	588	480
	収集(直営・委託業者)	t/年	395	358	357	349	369
	直接搬入	t/年	147	161	149	239	111
	不燃性残渣量(埋立処理)	t/年	268	302	298	392	232
	可燃性残渣量(焼却処理)	t/年	—	—	—	—	63
	資源化量	t/年	274	217	208	196	183
	選別・圧縮処理等	t/年	—	—	—	—	300
	資源ごみ	t/年	—	—	—	—	300
	収集(直営・委託業者)	t/年	—	—	—	—	297
	直接搬入	t/年	—	—	—	—	3
	資源化量	t/年	—	—	—	—	300
	直接資源化量	t/年	1,124	631	602	595	416
	資源ごみ	t/年	653	631	602	595	416
	収集(直営・委託業者)	t/年	534	513	489	479	319
	直接搬入	t/年	119	118	113	116	97
	災害廃棄物	t/年	471	0	0	0	0
	資源化量	t/年	1,124	631	602	595	416
合 計	処理量(直接資源化含む)	t/年	2,918	2,297	2,275	2,358	2,266
	資源化量	t/年	2,576	1,935	1,893	1,890	1,788

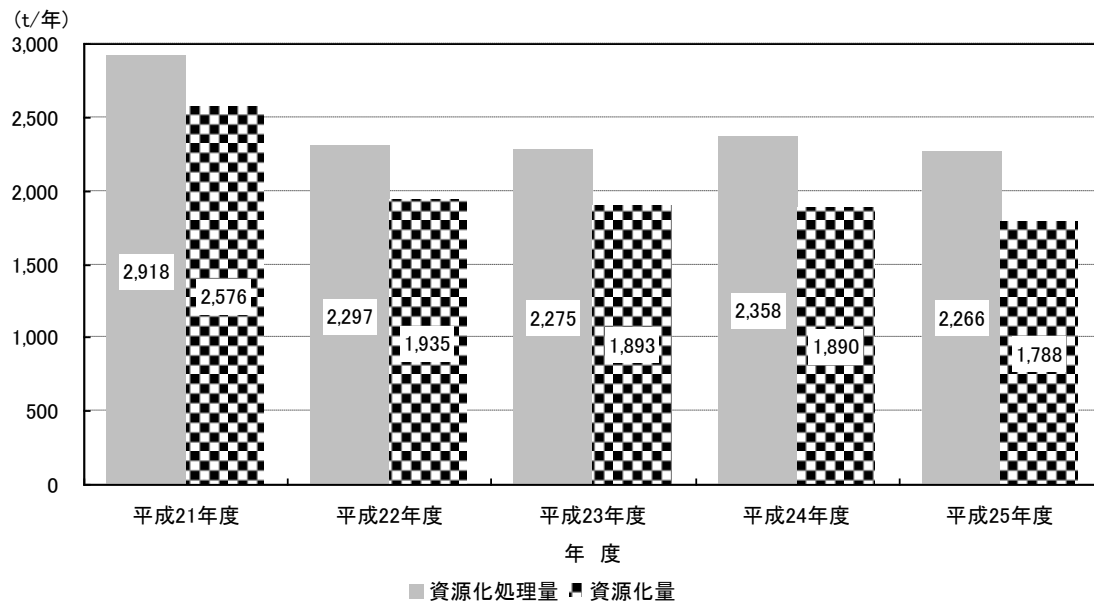


図 3-5-2 資源化量の推移

3. 維持・管理体制

中間処理施設の維持・管理体制は、平成 25 年度以降の南但ごみ処理施設の供用開始に伴い、本組合が運営及び維持・管理する中間処理施設にごみの中間処理が移管されています。

なお、平成 24 年度以前は養父市及び朝来市がそれぞれ中間処理施設（養父市琴弾クリーンセンター、朝来市クリーンセンター朝来事業所・山東事業所、朝来市リサイクルセンター）を所有し、市単独で運営並びに維持・管理を行っていました。

第6節 最終処分の現況

1. 既存施設の概要

養父市及び朝来市が管理する最終処分場の概要は次のとおりです。

なお、養父市における最終処分場は、平成24年度に埋立てが完了し、現在は、適正閉鎖に向けた管理が行われています。

(1) 養父市

養父市の最終処分は、平成24年度までは琴弾クリーンセンター内の最終処分場において、不燃ごみ及び焼却残渣等の最終処分を行っており、平成24年度の埋め立て完了以降は、朝来市に整備されている朝来市一般廃棄物管理型最終処分場において、破碎処理後の不燃物の最終処分を行っています。

最終処分場の概要は次のとおりです。

表 3-6-1 最終処分場の概要（養父市）

施設名	琴弾クリーンセンター
所在地	養父市大屋町宮垣 224 番地 1
埋立開始年月	昭和 62 年 4 月
埋立地面積	約 20,000m ²
埋立容量	約 48,000m ³
浸出水処理設備	100m ³ /日
備考	埋立て完了に伴い、適正閉鎖に向けた管理が行われています。

(2) 朝来市

朝来市の最終処分は、平成24年度までは朝来市一般廃棄物管理型最終処分場において破碎選別後の不燃物、焼却残渣及び不燃ごみ（陶器類等）を最終処分していました。

平成25年度以降は、朝来市一般廃棄物管理型最終処分場において、破碎処理後の不燃物（養父市分を含む）の最終処分を行っています。なお、朝来市一般廃棄物安定型最終処分場は、朝来市の土砂・瓦等のみを受け入れています。

最終処分場の概要は次のとおりです。

表 3-6-2 最終処分場の概要（朝来市）

施設名	朝来市一般廃棄物管理型最終処分場	朝来市一般廃棄物安定型最終処分場
所在地	朝来市山東町迫間字北浦地内	朝来市山東町喜多垣字殿谷地内
埋立開始年月	平成 6 年 4 月	平成 6 年 4 月
埋立地面積	約 11,300m ²	8,200m ²
埋立容量	約 72,600m ³	50,000m ³
浸出水処理設備	140m ³ /日	—

2. 処理実績

処理実績については、平成25年度以降は焼却灰・ばいじんを資源化（資源化事業者によるエコセメント化）し、最終処分量の低減を図っています。（養父市では、平成22～24年度に焼却灰・ばいじん（一部）の資源化（焼成化処理）を実施しています。）

また、養父市及び朝来市をそれぞれ全体で見ると減少傾向となっています。
最終処分量の推移は次のとおりです。

表 3-6-3 最終処分量の推移

年 度		単位	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
養父市	最終処分量	t/年	1,095	455	476	359	142
	直接埋立(不燃ごみ)	t/年	176	139	157	188	0
	焼却灰・ばいじん	t/年	919	316	319	171	0
	不燃性残渣(破碎・選別後)	t/年	—	—	—	—	142
	災害廃棄物 ^{*1}	t/年	—	—	—	—	—
朝来市	最終処分量	t/年	3,298	2,144	1,898	1,892	859
	直接埋立(不燃ごみ:土砂・瓦等) ^{*2}	t/年	497	662	547	456	627
	焼却灰・ばいじん ^{*1}	t/年	1,281	1,180	1,053	1,044	0
	不燃性残渣(破碎・選別後) ^{*1}	t/年	268	302	298	392	232
	災害廃棄物 ^{*1}	t/年	1,252	0	0	0	0
合 計		t/年	4,393	2,599	2,374	2,251	1,001

*1 管理型最終処分場において最終処分を行っています。

*2 安定型最終処分場において最終処分を行っています。

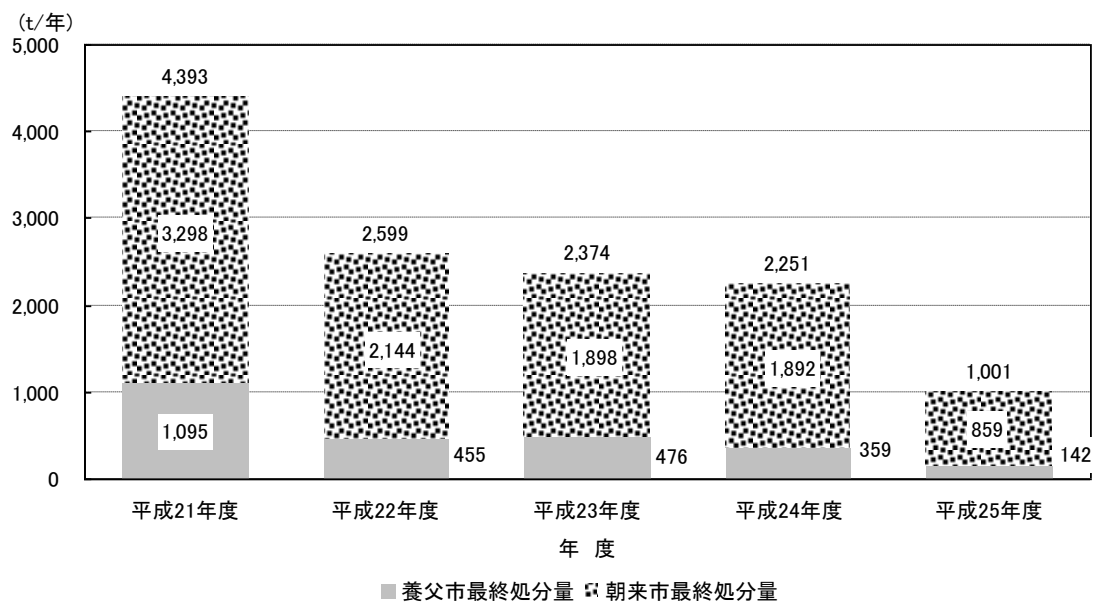


図 3-6-1 最終処分量の推移

3. 維持・管理体制

最終処分場における維持・管理体制は、養父市及び朝来市において整備し、直営（養父市及び朝来市）による運営及び維持・管理を行っています。

第7節 国・兵庫県の動向

1. 国の動向

政府は、「循環型社会形成推進基本法」第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を定めています。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

廃棄物政策の優先順位、廃棄物・リサイクル関連法体系及び第三次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向を次に示します。

表 3-7-1 廃棄物政策の優先順位

①	必要なものだけを長期に使用することで『発生抑制』【Reduce】
②	繰り返し使うことができるものは、できるだけ『再使用』【Reuse】
③	再使用できないものは『再生利用』【Recycle】
④	原料リサイクルができないものは『熱回収』のための燃料として利用
⑤	どうしても廃棄物として処理しなければならないものだけを『適正処分』

備考）上から順に優先順位が高くなっています。

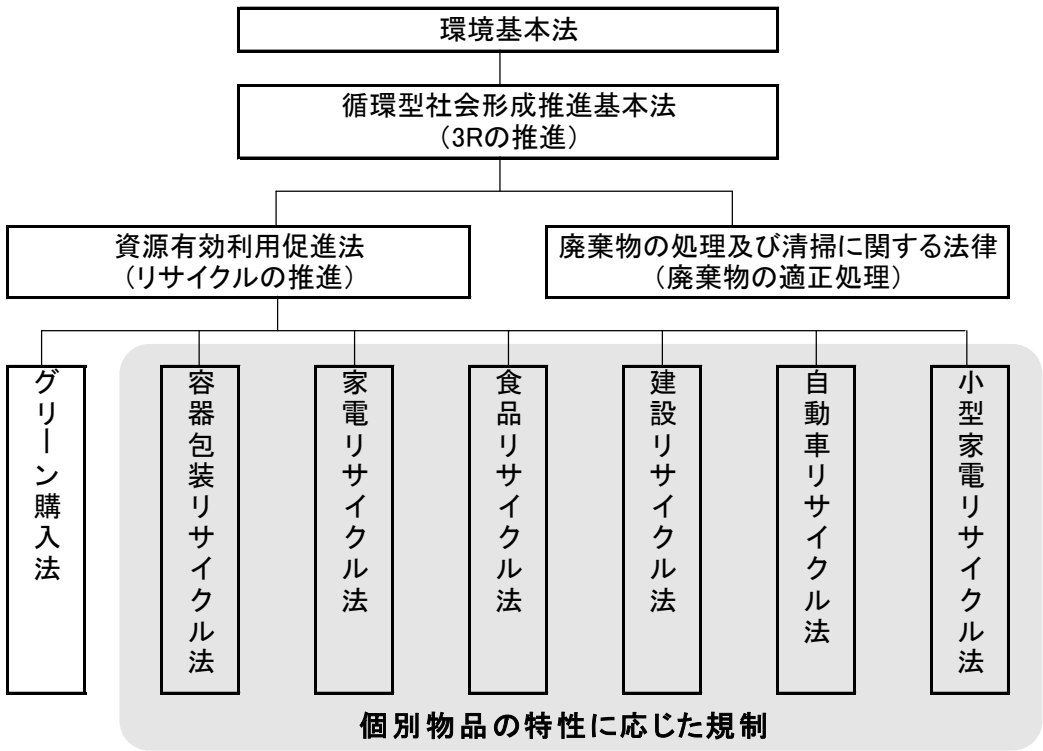


図 3-7-1 廃棄物・リサイクル関連法体系

表 3-7-2 第三次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成	
①	リサイクルより優先順位の高い2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
②	小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
③	アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
④	東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
⑤	エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
⑥	低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化
国際的取組の推進	
①	アジア3 R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
②	有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化
東日本大震災への対応	
①	災害廃棄物の着実な処理と再生利用
②	放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

2. 兵庫県の変遷

兵庫県では、廃棄物処理法の規定に基づく法定計画として、「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～（平成25年3月）」を策定しています。

また、兵庫県廃棄物処理計画は、県の今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有し、さらに、一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画」や「兵庫県分別収集促進計画」の基本となる計画として位置づけられています。

さらに、兵庫県廃棄物処理計画では、平成32年度（2020年度）を目標年度とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、平成27年度（2015年度）の状況を踏まえ見直すものとしています。

兵庫県廃棄物処理計画における目標値及び施策を次に示します。

表 3-7-3 兵庫県廃棄物処理計画における一般廃棄物の目標

一般廃棄物	実 績		目 標	
	平成 19 年度 （基準年度）	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
排出量	2,344 千 t	2,058 千 t	2,032 千 t <△13%>	1,937 千 t <△17%>
1 人 1 日当たり ごみ排出量	1,044g	910g	887g <△15%>	835g <△20%>
再生利用率	16.7%	17.4%*	23%	25%
最終処分量	340 千 t	284 千 t	252 千 t <△26%>	238 千 t <△30%>
ごみ発電能力	79,450kW	94,375kW	106,000kW <+33%>	127,000kW <+60%>

備考）＜ ＞内は基準年度（平成 19 年度）比を示しています。

* 再生利用量に固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元を含む場合の値です。

表 3-7-4 兵庫県廃棄物処理計画における施策

施 策		取 り 組 み
廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用の推進のための施策	環境の担い手、地域コミュニティ活性化による環境の組織・ネットワークづくり	・新しいライフスタイルの展開 ・「スリム・リサイクル宣言の店」制度の推進 ・レジ袋削減の推進【拡充】 ・「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施 ・集団回収・店頭回収の促進 ・環境学習・教育の展開
	循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	・市町ごみ処理施設の広域化【拡充】 ・高効率ごみ発電施設の導入促進【新規】 ・バイオマスの利活用の促進【拡充】
	ごみの減量化の促進	・生活系ごみの発生を抑制 ・事業系ごみ（事業系ごみの処理料金の適正化、環境マネジメントシステムによる廃棄物減量化） ・古紙の再生利用の推進 ・産業廃棄物多量排出事業者における排出抑制
	廃棄物の品目ごとの資源化・再生利用の推進	・使用済小型電子機器等のリサイクルの促進【新規】 ・廃家電回収システム（兵庫方式）の実施 ・容器包装廃棄物の分別収集の促進【拡充】 ・建設廃棄物等の再資源化【拡充】
	民間リサイクル事業等の取組支援	循環型社会の形成のために必要な調査研究やリサイクルシステムの構築・環境ビジネスの事業化推進のための支援等を行う。
廃棄物の適正処理推進のための施策	廃棄物の適正処理対策の推進	・排出事業者、処理業者に対する適正処理指導 ・電子マニフェストの普及促進 ・アスベスト廃棄物の適正処理の推進 ・PCB廃棄物の適正処理【拡充】 ・海岸漂着ごみ対策の推進
	廃棄物の適正処理の確保	・産業廃棄物処理業者優良認定制度の運用【新規】 ・廃棄物処理施設の円滑な設置の推進 ・廃棄物処理施設の監視
	不適正処理の未然防止と不法行為に対する厳格な対応	・不法投棄の防止対策の充実・強化 ・「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」による規制 ・不法行為に対する厳格な対応 ・兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金による原状回復 ・「廃棄物エコ手形制度」の全県展開 ・海域への不法投棄防止対策の推進
	公共関与による適正処理の推進	・大阪湾フェニックス事業の推進【拡充】 ・ひょうご環境創造協会の資源循環事業の推進【拡充】

第8節 一般廃棄物処理システムの評価

1. 評価について

廃棄物・リサイクル行政及び市町村の一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決という段階をさらに進め、循環型社会の形成を目指すものとなっています。

このような背景のもと、策定指針では、市町村の役割として「分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。」とされています。

そのため、本指針に基づき、養父市、朝来市の一般廃棄物処理システムと類似都市との比較分析を行いました。

なお、システム分析は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 平成23年度実績版」（以下、「支援ツール」という。）を用いて実施しました。

2. 類似都市の選定

類似都市の選定は、支援ツールを用いて実施しました。

なお、選定にあたっては、人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目において養父市、朝来市と同様の形態を示していることを条件としました。

類似都市の概要及び一覧は次のとおりです。

表 3-8-1 類似都市の概要

項 目	養父市	朝来市
人口形態	都市	
人口区分	50,000 人未満	
産業構造	二次・三次人口比 95%未満、三次人口比 55%以上	
類似都市数	166	

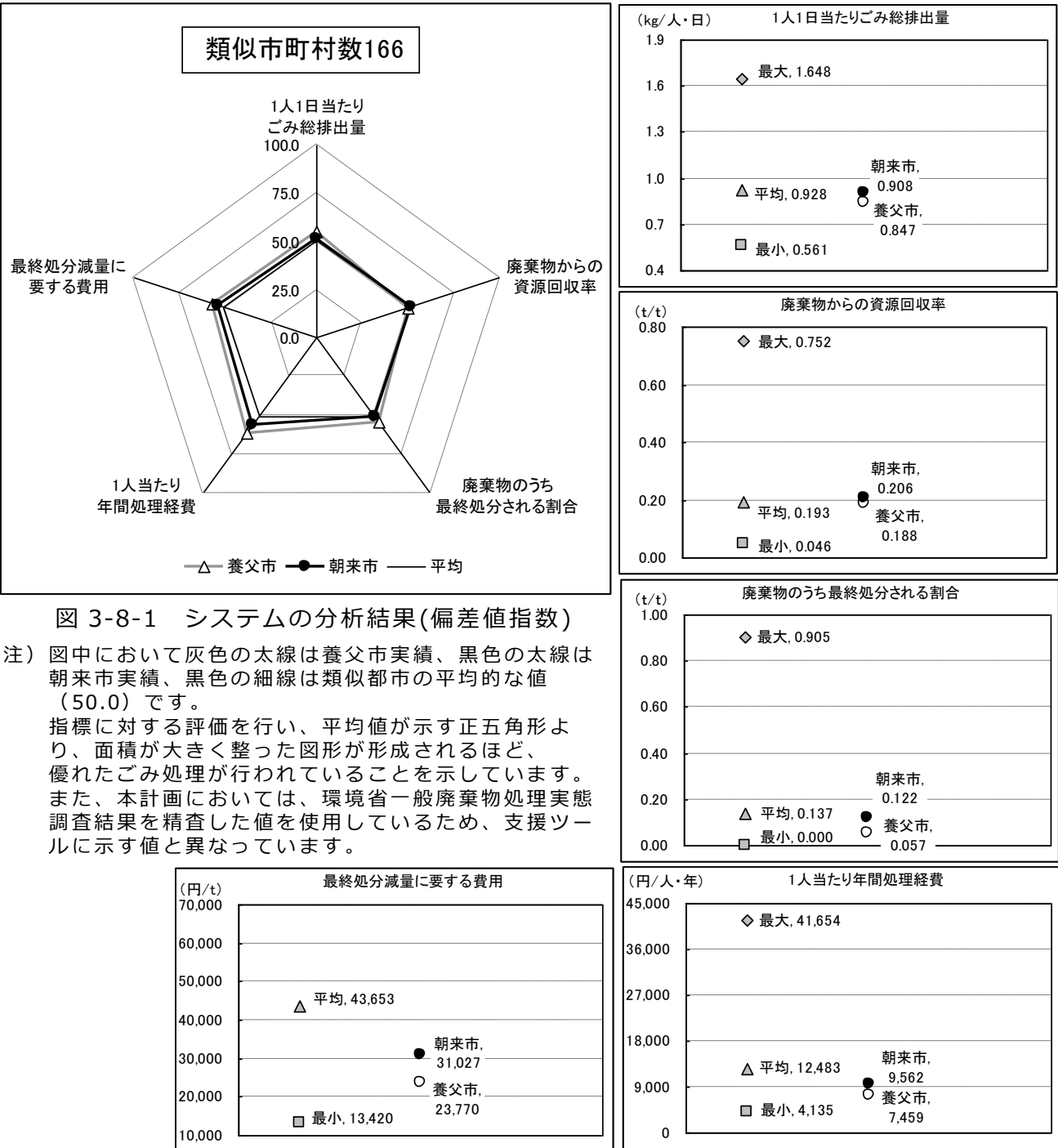
備考）類似都市数は、養父市と朝来市を含んでいます。

3. 支援ツールによる分析結果

支援ツールを用い実施したシステムの分析結果は次のとおりです。

表 3-8-2 システムの分析結果

標準的な指標	1人1日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.928	0.193	0.137	12,483	43,653
最大	1.648	0.752	0.905	41,654	301,862
最小	0.561	0.046	0.000	4,135	13,420
養父市	0.847	0.188	0.057	7,459	23,770
朝来市	0.908	0.206	0.122	9,562	31,027



備考) 最大はオーダーが異なるため、表示しておりません。

4. 分析結果の評価

養父市及び朝来市の分析結果についての評価は次のとおりです。

(1) 養父市

類似都市の平均と比較すると「1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は少なく（低く）、「廃棄物からの資源回収率」はおおむね平均値となっています。

そのため、現状を維持しつつ、類似都市と同程度の「廃棄物からの資源回収率」に対策を講じる必要があると考えます。

表 3-8-3 分析結果についての評価

①	1人1日当たりごみ総排出量	算出式：ごみ総排出量÷366÷計画収集人口×10 ³
	1人1日当たりごみ総排出量は、類似都市の平均 0.928kg/人・日に対し、養父市は 0.847kg/人・日と類似都市中で少ない状況にあります。	
②	廃棄物からの資源回収率	算出式：資源化量÷ごみ総排出量
	廃棄物からの資源回収率は、類似都市の平均 0.193 t / t に対し、養父市は 0.188 t / t とおおむね平均値です。	
③	廃棄物のうち最終処分される割合	算出式：最終処分量÷ごみ総排出量
	廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市の平均 0.137 t / t に対し、養父市は 0.057 t / t と類似都市中で低い状況にあります。	
④	1人当たり年間処理経費	算出式：処理及び維持管理費÷計画収集人口
	1人当たり年間処理経費は、類似都市の平均 12,483 円/人・年に対し、養父市は 7,459 円/人・年と類似都市中で少ない状況にあります。	
⑤	最終処分減量に要する費用	算出式：（処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）
	最終処分減量に要する費用（最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理等に要した経費）は、類似都市の平均 43,653 円/t に対し、養父市は 23,770 円/t と類似都市中で少ない状況にあります。	

備考）本計画においては、環境省一般廃棄物処理実態調査結果を精査した値を使用しているため、支援ツールに示す値と異なっています。

(2) 朝来市

類似都市の平均と比較すると「廃棄物のうち最終処分される割合」、「1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は少なく（低く）、「廃棄物からの資源回収率」は高く、「1人1日当たりごみ総排出量」はおおむね平均値となっています。

そのため、現状を維持しつつ、類似都市と同程度の「1人1日当たりごみ総排出量」に対策を講じる必要があると考えます。

表 3-8-4 分析結果についての評価

①	1人1日当たりごみ総排出量	算出式：ごみ総排出量÷366÷計画収集人口×10 ³
	1人1日当たりごみ総排出量は、類似都市の平均 0.928kg/人・日に対し、朝来市は 0.908kg/人・日とおおむね平均値です。	
②	廃棄物からの資源回収率	算出式：資源化量÷ごみ総排出量
	廃棄物からの資源回収率は、類似都市の平均 0.193 t / t に対し、朝来市は 0.206 t / t と類似都市中で高い状況にあります。	
③	廃棄物のうち最終処分される割合	算出式：最終処分量÷ごみ総排出量
	廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市の平均 0.137 t / t に対し、朝来市は 0.122 t / t と類似都市中で低い状況にあります。	
④	1人当たり年間処理経費	算出式：処理及び維持管理費÷計画収集人口
	1人当たり年間処理経費は、類似都市の平均 12,483 円/人・年に対し、朝来市は 9,562 円/人・年と類似都市中で少ない状況にあります。	
⑤	最終処分減量に要する費用	算出式：（処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）
	最終処分減量に要する費用（最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理等に要した経費）は、類似都市の平均 43,653 円/t に対し、朝来市は 31,027 円/t と類似都市中で少ない状況にあります。	

備考）本計画においては、環境省一般廃棄物処理実態調査結果を精査した値を使用しているため、支援ツールに示す値と異なります。

第9節 現状評価と問題点の抽出

1. 現状評価

現計画の目標値の達成状況の見込みは次のとおりです。

表 3-9-1 現計画の目標達成状況の見込み

項 目	実 績		目標値	達成状況
	平成 9 年度 (基準年度)	平成 25 年度	平成 26 年度 (中間目標年度)	
ごみ排出量	20,936t/年	16,971t/年	17,900t/年 <約 15%削減>	達成
1 人 1 日当たりのごみ排出量	835g/人日	789g/人日	794g/人日 <約 5%削減>	達成
リサイクル率 (再生利用率)	15.2%	29.9%*	28.2% <13%向上>	達成
最終処分量	7,277t/年	1,001t/年	1,553t/年 <約 79%削減>	達成

備考) < >内は基準年度(平成 9 年度)比を示しています。

ごみの排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、集団回収を除いた値です。

* 資源化事業者によりエコセメント化された量を含む値です。

2. 問題点の抽出

(1) 排出抑制に関する課題

平成 25 年度における南但地域のごみ排出量は、基準年度と比べて減少しており、現計画の目標の達成が見込まれます。

しかしながら、近年では、不燃ごみ及び事業系可燃ごみの増加を主因に、1 人 1 日当たりのごみ排出量が増加しているため、これらを対象とした減量化対策に取り組む必要があります。

1) 養父市

養父市における 1 人 1 日当たりのごみ排出量(平成 24 年度)は 861.8g/人日であり、全国平均の 963.5g/人日、兵庫県平均の 984.1g/人日と比較しても、低い排出量となっています。

しかし、5 年間の推移をみると増加傾向を辿っており、ごみの分類別では事業系可燃ごみ、生活系不燃ごみの順に高い増加傾向を示しています。

さらに、可燃ごみの性状について見ると、「紙、布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が 7 割を占めている状況にあります。

以上を踏まえ、ごみの減量化を図るには、「紙、布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の削減を効果的に進める必要があり、そのためには、事業者における紙類の資源化の推進とあわせ、分別収集の周知徹底や集団回収等に積極的に取り組んでいく必要があります。

2) 朝来市

朝来市では、1人1日当たりのごみ排出量（平成24年度）は919.9g/人日であり、全国平均の963.5g/人日、兵庫県平均の984.1g/人日と比較しても、低い排出量となっています。

しかし、5年間の推移をみると、一旦減少した後、増加傾向に転じており、ごみの分類別では事業系可燃ごみ、生活系不燃ごみ、生活系可燃ごみの順に高い増加傾向を示しています。

さらに、可燃ごみの性状について見ると、「紙、布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が7割を占めている状況にあります。

以上を踏まえ、ごみの減量化を図るには、「紙、布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の削減を効果的に進める必要があり、そのためには、事業者における紙類の資源化の推進、家庭では分別収集の周知徹底とあわせ、集団回収の推進等に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 資源化に関する課題

平成25年度における南但地域のリサイクル率（再生利用率）は、基準年度と比べて大きく増加しており、現計画の目標の達成が見込まれます。

しかし、リサイクル率（再生利用率）が増加した大きな要因は処理システム（焼却灰・ばいじんの資源化）の整備によるもので、資源ごみは減少傾向となっています。

そのため、可燃ごみ及び不燃ごみへの資源物の混入防止や、集団回収の活動活性化に向けた支援など、資源化対策に取り組む必要があります。

1) 養父市

養父市のリサイクル率は、平成24年度において27.0%であり、全国平均の20.5%、兵庫平均の16.7%と比較すると、高い水準にあります。

しかし、可燃ごみの性状の約40%を「紙、布類」が占めている状況にあるため、資源化可能な紙類を分別排出することでリサイクル率を高めることは可能と考えられます。

そのため、可燃ごみとして排出されている紙、布類の中から、再生利用が可能なものを資源ごみとしてさらに回収するため、資源化に対する市民意識の高揚を図り、分別排出の徹底を継続的に促進していく必要があります。

2) 朝来市

朝来市のリサイクル率は、平成 24 年度において 19.3%であり、全国平均の 20.5%、兵庫平均の 16.7%と比較すると、全国平均を下回っていますが兵庫県平均より高い水準にあります。

しかし、4 年間のリサイクル率の推移は減少傾向を辿っており、可燃ごみの性状の約 50%が「紙、布類」という状況にあります。

そうしたことから、リサイクル率を高めることは可能と考えられるため、可燃ごみとして排出されている「紙、布類」の中から、再生利用が可能なものを資源ごみとしてさらに回収するため、資源化に対する市民意識の高揚を図り、分別排出の徹底を継続的に促進していく必要があります。

(3) 最終処分量に関する課題

南但地域では、現在、朝来市が運営及び維持・管理する最終処分場において最終処分を行っています。

また、最終処分場の延命化を図るため、本組合、養父市及び朝来市で、住民に対してごみ減量化や資源化のための様々な取り組みへの協力を求めています。

今後、一般廃棄物の更なるリサイクルや最終処分量の削減に向けた取り組みを推進して行く必要があります。

1) 養父市

養父市では、南但ごみ処理施設における中間処理後の不燃物を朝来市一般廃棄物管理型最終処分場において最終処分を行っています。

また、最終処分場の延命化を図るため、住民に対してごみ減量化や資源化のための様々な取り組みへの協力を求めています。

今後、一般廃棄物の更なるリサイクルや最終処分量の削減に向けた取り組みを推進して行く必要があります。

2) 朝来市

朝来市では、南但ごみ処理施設における中間処理後の不燃物を朝来市一般廃棄物管理型最終処分場において最終処分を行っています。

また、最終処分場の延命化を図るため、住民に対してごみ減量化や資源化のための様々な取り組みへの協力を求めています。

今後、一般廃棄物の更なるリサイクルや最終処分量の削減に向けた取り組みを推進して行く必要があります。